

## 10 土田縫夫家文書(土田)

土田村は芹川南岸の平野に位置する集落で、江戸期は彦根藩に属し石高は八三九石五斗八升(弘化二年物成り下ケ札)であり、元禄八年(一六九五)の人口は七八七人(井伊家文書)であった。

明治一二年(一八七九)ごろの人口は六八七人、戸数は一五八戸となっている。村人の職業は一四九戸が農業を営み、工業は大工・木挽の二戸、商家は呉服・蚊帳商の二戸であった。

田地は六九町五反九畝一歩、畑地は三町五反五畝一歩九歩となっている。芹川に沿いながらも水利不便で、古来旱害を免れず田用水には苦勞があった。

産物としては産米一、三〇〇石等の農産物のほかに石灰七、〇〇〇俵を産した。当地方は中古から石灰庄といわれ、良質の石灰を多量に産したが当時は一戸の

生産であった(『滋賀県物産誌』)。

明治一八年(一八八五)久徳村ほか六ヶ村で連合戸長役場を設置、同二年多賀村の大字となり、昭和一六年(一九四一)多賀町に、昭和三〇年(一九五五)にはさらに拡大した多賀町の大字となった。

当字には浄土宗称明寺と真宗本願寺派の専行寺・正福寺がある。専行寺には土地売買関係を中心とする貴重な三〇余点の中世文書が残され、本巻の三編に収録している。

さて本文書のうち一番注意を引くのは「下河原講番水割」、「土田・多賀・月之木・高宮・大尼子の番水」、「豆仕付」、「農事記録—井落し・番やれ」に書かれた番水の記録である。この村は平坦な広い面積で、地味も良質にかかわらず、水利が悪いため古来旱害の多い土地であった。この村の普通の年の年貢率は五つ四分(五割四分)であったが、「農事記録」によると、宝暦八年(一七五八)には一ツ八分、同九年は一ツ七

分、御数米一二〇俵、寛政一一年(一七九九)は四分と低い年貢率と不作の年が続いている。

「竹検地帳」、「田図帳」内の竹年貢、「村祈禱法度」内の竹の項目などは当地に竹藪が多く生活にかかわりが深かったためであろう。「竹検地帳」によれば、竹藪の面積は一町五反二八歩で、所有者は七五人と多く、平均四二・四坪の面積であった、竹は当時は生活用具・農機具・水利用・食用などの大事な資源であった。文書の中で珍しいのは「花売り踊り口上おんど」である。花笠をかむり、花をつけた母衣の踊りはあるが、歌詞の中に花を取り入れた踊り歌は珍しい。優雅ではなやかな踊りが想像される文学性豊かな歌詞が珍

しい。

表題「豆仕付井跡田仕附取仕末帳」の中に村経費の差引勘定がされている。その支出の中に「番場人足賄、同宿御伝馬、同宿かし料同宿殿様夜具割」などの項目があり、また「米原宿伝馬人足賄、同宿かし料」などの項目で支出されている。これらによって番場宿(坂田郡)の助郷園が土田まで伸びていたことと、北国街道の米原宿にまで人足代や伝馬銀を納めていたことは意外な発見であった。

この文書は土田縫夫家所蔵のもので、主として当家長祖が庄屋に在職のころの文書と思われる。

## 一九 土田縫夫家文書目録

整理番号	文書番号	史料名(内容)	形態数量	年	代	差出(作成)人	請取人
1	1	犬上郡土田村竹御検地帳	縦一	寛文四・一一 一六六四		奉行筒藤右衛門 小沢作右衛門	

13	12	11	10
38	37	12	11
下河原溝香水割(初番—二三番)	(土田・多賀・月ノ木・高宮・大尼子の香水)	(藩内役職名と人数)	公儀よりの留守居家への書状
横三	横一	縦一	状一
寛文			閏二
			鈴木権兵衛
			江戸留守居役

9	8	7	6	5	4	3	2	整理番号	文書番号	史料名(内容)	形態数量	年	代	差出(作成)人	請取人
4	41	21	16	3	2	35	36			(農事記録—凶作・井落シ・番やれ)	横一	宝暦八	一七五八		
豆仕付并跡田仕附取仕末帳	彦根御領分高附	覚(弘化三年物成り下ケ札)	村祈禱法度之事(同一内容五通)	田園帳(土地台帳)	宗門御改下帳	花売踊口上をんどと鎗踊をんど				天保三・九	縦一	天保三・九	一八三二	土田村	
豎一	豎一	状一	縦一	豎一	豎一	豎一				天保七・三	横一	天保七・三	一八三六	犬上郡土田村庄屋藤右衛門ほか一名	
嘉永七	嘉永七・三 一八五四	弘化三・一〇	弘化三・一 一八四六	弘化二 一八四五						天保七・三	横一	天保七・三	一八三六	犬上郡土田村庄屋藤右衛門	
	写 土田久太夫	喜八	土田村村役人	土田村庄屋藤右衛門						天保七・三	横一	天保七・三	一八三六	犬上郡土田村庄屋藤右衛門ほか一名	
		喜八	代官・所藤・百屋横目惣百姓							天保七・三	横一	天保七・三	一八三六	犬上郡土田村庄屋藤右衛門ほか一名	

## 11 敏満寺共有文書

敏満寺村は犬上川の右岸に広がる扇状地であって古くから古代寺院敏満寺の門前町として発達した集落である。

江戸時代、敏満寺村は彦根藩領となり、村高一、二一六石余で、田千反、山千反の豊かな村として他から羨望された。しかし日照りの年には水利に苦勞し、犬上川の一ノ井堰では水争いがたびたび行われた。

敏満寺村の元禄八年(一六九五)の人口は一、〇一七人、戸数は二三三の多賀荘一の大村であった。

江戸時代彦根藩領は蔵入地(藩の台所入り)と給所(知行地)に分かれていたが、当村は給所であった。給所とは地頭様と呼ばれる武家の領地であった。彦根藩では武士は城下に住み直接領地の統治はなく、年貢も一応彦根藩の米蔵に納めて、改めて俸禄として支給

された。多賀町区内では給所は敏満寺村のほかに、川原・一円・月之木・小林・曾我・四手などの村々であった。

給所の村には一人以上の給人(藩士)が配置されていたが、敏満寺村は三三名の給人の相給地であった。この給所の年貢徴収の責任者は村では割頭が行った。後に示す山口家文書には割頭の年貢徴収関係文書がある。

さて明治一二年(一八七九)ごろの敏満寺村の人口は一、〇六六人、戸数は二〇三戸で、農業一八三戸、工業一八戸となっている。

田地は一〇八町八反二畝二歩、畑地八町三反九畝二六歩、山地七八町七畝一七歩などとなっている。産物は米一、九九五石余、麦二九四石余、菜種六六七石、大豆四〇石、そら豆二七石余、ほかに石灰五、〇〇〇俵、実綿・麻・甘藷・茶など多彩であった(『滋賀県物産誌』)。

明治一二年(一八七九)ごろ守野村と合併、同一八年(一八八五)多賀村ほか四ヶ村で連合戸長役場を設置。同二二年多賀村の大字となる。昭和一六年(一九四一)から多賀町、同三〇年から現行の多賀町の大字となった。

この文書は延享三年(一七四六)から寛延二年(一七四九)に至る敏満寺の共有文書を昭和三一年七月、当時当地へ条里制研究のため来ていた袴永貞三が、敏満寺会議所所蔵の文書約一〇〇通と二ノ井関係資料二巻を整理したものである。

この中の主なるものは敏満寺行政関係のもので、当時の村の行政が手に取るように分かり、庶民の置かれている立場が痛いほど分かる点が心を引く。その主なものは次のとおりである。

① 史料名(内容)で意外に多いのは宗門改めに因するもので、これは単に宗教上のことだけでなく、一般のことまで逐一、お帳面書載を煩わしている点注目

に値する。

嫁入、婿入など縁付きの場合は申すに及ばず、不縁、行途不明の折にも逐一帳面に記載を願っている。そのほか、医者が新たに引越して参り、勤め願いを出して宗門改めのお帳面に記載を願ひ、お切手を下し置かれるよう懇願しているものもある。

目新しく感じたところでは、新土蔵、新小屋の建て増しについても、「私共の屋敷の内に、雑木を使って建てたので、お慈悲を以て願ひ通り、ご赦免下さるよう」と懇願し、「ご検使の上、宗門改めのお帳面に書載下さるようご切手を下し置かれない」とあくまで謙虚に申し出ている。

② 土木工事許可願ひ

「熊野権現社の宮守りから、近年当社の修覆を怠っていたので破損が甚だしい故、繕普請をしたいのでお赦し願ひたい」との申し出もある。

また、「底種二二間修理願ひ」とし、犬上川の水枯

れ時期で、掘埋めが容易なので許可あるようという土木工事を願ったものもある。

## ③ 牛馬の取り扱いについて

また、変わった願いとして、多賀ご神事につき、馬頭人の親戚の者から、頭人用の馬を差し出したいから、ご赦免ありたいという願書が出ている。

また飼育していた牛馬については、発病の時期やその後の手当、死亡の時期などを詳しく報告し、跡片付けについてその処置を願っているものもある。牛馬といえども決してうやむやにせず、正当な手続きを経た処置をしなければならなかったこの時代の空気に留意すべきである。

## ④ 鉄砲使用許可願

敏満寺村の狐師平七という者は、昔から猪、鹿、狼などの筋目の狐師であったが、先年鉄砲停止によって中絶していた。「近年、猪、鹿が多くなり田畑を荒さるる百姓どもは昼夜にわたって難儀をしているので、旧

来どおり狐師をお赦免相成るより懇願する」というのである。

なお「許可された暁には、猪、鹿、狼の外、鳥類などは一切討ち取るようなことはせず、急度相慎しむ」との誓いも示している。

この平七自身の願書のほか、村方惣中でこのことを訴訟におよんでいる点で誠に丁重である。

## ⑤ 御救米之覚

一、老俵二斗五升

右の御米は 去卯八月大水の節、川方へ 糺俵差出し申し候処、ご吟味の上 お救米となし、下し置かれ頂戴仕申候、右の帳面を以て 銘々の割渡しありがたく存じ奉り候、然上者、この御米以後 違乱申者御座候者、此連判の者共罷出、急度申分仕るべく候、後日の為仍而如件

寛延元年

辰 七月 犬上郡敏満寺村

庄屋 清右衛門  
横目 惣兵衛  
組頭 甚兵衛

御奉行様

右二通

組頭 平右衛門

## 二〇一 敏満寺共有文書目録

整理文書 番号	番号	史料名(内容)	形態数量	年	代	差出(作成)人	請取人
1	1	乍恐以書付ヲ以御願申上候	状一	延享三・一 一七四六		庄屋清右衛門	奉行
2	2	覚(宗門改)	状一	延享三・一		庄屋清右衛門	小川町町代十兵衛
3	6	乍恐書付ヲ以御願申上候	状一	延享三・一・二六		敏満寺庄屋 横目	奉行
4	7	乍恐書付ヲ以御願申上候 (宗門改)	状一	延享三・一・二九		頭人作左衛門	同右
5	8	指上申証文之事	状一	延享三・八		源六	同右
6	9	乍恐書付ヲ以御願申上候 (熊野権現繕普請願)	状一	延享三・二		頭人宮守彦之進	同右

23	22	21	20	19	18	17	16	15
28	27	26	24	23	22	21	20	19
乍恐口上書ヲ以御願申上候 (新土蔵小屋検使願)	乍恐書付ヲ以御願申上候 (絹帶着用ニ付取上村役人預)	指上申証文の事 (制服着用とがめ)	指上申証文の事 (二之井底樋普請)	乍恐書付ヲ以御願申上候 (二之井底樋ふせかえ願)	乍恐書付ヲ以奉願上候 (馬頭人の馬差出し)	乍恐口上書ヲ以御願申上候 (法華經講談お届)	口上書 (法華発起和尚申請)	乍恐書付ヲ以御願申上候 (宗門改)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
延享三・八・二六	延享三・八	延享三・八・六	延享三・六・二五	延享三・六・一〇	延享三・四・一三	延享三・四・一五	延享三・四	延享三・四
か 頭人平右衛門注	村清衛門	庄屋清右衛門	三ヶ村役人	三ヶ村役人	庄屋清右衛門	庄屋	正覚寺	庄屋
奉行	代官角口弥右衛門	奉行	同右	川方奉行	同右	同右	同右	奉行

14	13	12	11	10	9	8	7	整理 番号 番号
18	16	15	14	13	12	11	10	
覚 (宗門改)	乍恐書付ヲ以御願申上候 (十一口切手願分御改)	中筋宗門御改泊之郷	乍恐書付ヲ以御願申上候 (医者相勤届)	乍恐書付ヲ以御願申上候 (宗門改め)	乍恐書付ヲ以御願申上候 (宗門改め)	(底樋堀埋申請)	乍恐書付ヲ以御願申上候 (川さらえ請願)	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態数量
延享三・四・二二	延享三・二・二九		延享三・二	延享三・二	延享三・二	延享二・四	延享三・二 一七四六	年代
庄屋	庄屋		庄屋	願人久次郎	願人次郎兵衛		敏満寺庄屋	差出(作成)人
代横目家中 彦根瓦焼下町町			衛門 ご代官角田弥左	同右	奉行		奉行	請取人

40	39	38	37	36	35	34	33	32
46	45	44	43	42	41	40	39	38
覚 (宗門改)	切手覚 (宗門改)	乍恐以書付奉願上候 (宗門改)	一札之事 (九郎次行衛不明)	乍恐 (女牛一頭 同断)	乍恐 (女牛一頭養成不叶片付申候)	乍恐書付ヲ以こ注進申上候 (右療治不叶相果)	覚 (宗門改)	乍恐書付ヲ以こ願奉申上候 (宗門改)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
延享四・一	延享四・一・一一	延享四・一・一二 一七四七	寛保二・二・三 一七四二	延享三・五・八	延享三・四・一八	延享三・一〇・九	延享三・一一・二	延享三・一一
庄屋	清右衛門	願人宇惣兵衛	甲賀郡牛飼村 正覚坊	持主久左衛門	庄屋	庄屋	庄屋清右衛門	願人藤兵衛
彦根安養寺町丁 代小右工門	彦根安養寺町丁 代小右工門	奉行	敏満寺村役人衆			奉行	外舟町丁代横目 衆中	奉行

31	30	29	28	27	26	25	24	整理 番号 番号
37	35	34	33	32	31	30	29	番号
乍恐以書付お願申上候 (当年不作ニ付未進米中外)	乍恐書付ヲ以奉願上候 (多賀御神事ご赦免難有)	ご救米覚 (人足賃米、割渡シ難有)	ご救米覚小前帳 (去丑年大出水ニ救米感謝)	ご救米覚 (三ヶ年五俵ずつご救米)	乍恐書付ヲ以御願申上候 (借米二〇俵皆済)	指上申御宿手形之事 (法度を守り宿泊)	乍恐書付ヲ以こ願申上候 (宗門改)	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態数量
延享三		延享三・七	延享三・七	延享三・七	延享三・六	延享三・七・二八	延享三・八・二六 一七四六	年 代
清右衛門	庄屋	清衛門	清衛門	願人兵衛門	庄屋	庄屋	願人長四郎	差出(作成)人
奉行	瓦焼町お鉄砲方 橋本太兵衛	同右	同右	同右	奉行	若林太郎左衛門	渡辺五右衛門組	請取人

57	56	55	54	53	52	51	50	49
63	62	61	60	59	58	57	56	55
乍恐書付ヲ以願申上候 (宗門改)	道門談証文の事 (相談の件)	指上申証文之事 (狐師復活願)	指上申証文之事 (猪鹿狼害ヲ除ク為狐師復活願)	乍恐書付ヲ以願申上候 (猪鹿害除く狐師出動願)	乍恐書付ヲ以 (井川さらえ)	乍恐書付ヲ以願申上候 (宗門改)	乍恐書付ヲ以願申上候 (卯之御改)	乍恐 (宗門改)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
延享四・二	延享四・二・二〇	延享四・二	延享四・二	延享四・二	延享四・二・二	延享四・二・一六	延享四・二・一六	延享四・二・二
庄屋清右衛門	親道門割頭又右 衛門	狐師平七	清右衛門	庄屋清右衛門	庄屋	清右衛門	庄屋	庄屋
奉行		同右	同右	同右	同右	同右	同右	奉行

48	47	46	45	44	43	42	41	番号整理 番号文書
54	33	52	51	50	49	48	47	番号
乍恐 (宗門改)	乍恐書付ヲ以奉願上候 (宗門改)	乍恐書付ヲ以願申上候 (正覚寺僧永源寺へ参上)	乍恐書付ヲ以願申上候	一、たれ	乍恐 (宗門改)	乍恐書付ヲ以願申上候 (宗門改)	御切手出入 (下切手来ル有道門娘ら二六)	史料名(内容)
状一	状一	状一	状一	袋綴挿 入文書	状一	状一	状一	形態数量
延享四・二・二	延享四・二・二	延享四・二・二	延享四・二・二		延享四・二・二六	延享四・二・二六 一七四七		年 代
平作	願人利左衛門	清右衛門	願人長次郎	勝平次右衛門		平四郎女房		差出(作成)人
同右	同右	同右	奉行	敏満寺村役人		奉行		請取人

74	73	72	71	70	69	68	67	66
83	82	81	80	79	77	76	75	74
乍恐書付ヲ以申上候 (宗門改)	乍恐書付ヲ以願奉申上候 (新小屋新土蔵宗門帳書載)	朝鮮人ご用之義 (馬二疋ご吟味)	乍恐書付ヲ以願申上候 (宗門改め)	乍恐書付ヲ以願申上候 (二ノ井外川内川さらえ)	下切手来ル (松右エ門娘ほか一六人)	乍恐口上書ヲ以こ注進奉申上候 (女牛一疋療治不叶)	(土蔵一軒帳面記載願)	乍恐書付ヲ以願申上候 (宗門改 願)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
	延享五・二	延享五・二	延享五・一・二二	延享五・一・一八 一七四八		延享四・八・二一	延享四・八・二二	延享四・六・一四
右衛門	久徳村庄屋九郎	庄屋	清右衛門	清右衛門		持主勘兵衛	願人喜右衛門	庄屋清右衛門
右衛門	敏満寺村庄屋清	門	高宮問屋次右衛	川方奉行		同右	同右	奉行

65	64	63	62	61	60	59	58	整理 番号 番号
73	71	70	69	68	67	66	64	史 料 名 (内容)
指上申一札之事 (大門溜池村普請ニテ掘上げ)	乍恐口上書ヲ以申上候 (割田ニ付氏神へ雨乞)	乍恐書付ヲ以願申上候 (行衛不明)	乍恐書付ヲ以願申上候 (行衛不明ニ付宗門改)	乍恐書付ヲ以こ訴訟奉申上候 (一之井郷水流し不申)	乍恐 (宗門改)	乍恐書付ヲ以願申上候 (行衛不明)	乍恐 (宗門改)	史 料 名 (内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態数量
延享四・八	延享四・七	延享四・六・九	延享四・二・二九		延享四・二・二九	延享四・二	延享四・二 一七四七	年 代
庄屋清右衛門	清右衛門	庄屋清右衛門	くら兄半七 庄屋清右衛門		庄屋	庄屋	庄屋	差出(作成)人
川方奉行	同右	同右	奉行		奉行		奉行	請 取 人



91	90	89	88	87	86	85	84	83
104	101	100	99	98	97	96	95	94
指上申証文之事 (一ノ井水論—古慣習)	敏満寺区有二ノ井関係史料覚 (二ノ井水論)	指上申家作之事 (水帳吟味)	乍恐書付ヲ以願奉申上候 (新屋宗門改記帳)	乍恐書付ヲ以願奉申上候 (宗門改)	乍恐書付ヲ以奉願上候 (宗門改)	右之願、乍恐書付ヲ以願申上候 (宗門改)	送り切手覚 (宗門改)	右之送り切手覚 (宗門改)
状一	状一		状一	状一	状一	状一	状一	状一
寛延元・八・一二 一七四八	享保六・六 一七二二	寛延二	寛延二・二・六	寛延二・一・二七	寛延二・四・二七	寛延二・一	寛延二・一	寛延二・一 一七四九
か 庄屋清右衛門ほか	庄屋 敏満寺ほか三村	願人太郎兵衛	願人太郎兵衛	庄ヤほか	久次郎後家	願人孫十郎ほか	清右衛門ほか	平右衛門ほか
同右	奉行	山本林左衛門ほか	同右	同右	同右	奉行	衆 明性寺門前肝煎	敏満寺村役人衆

82	81	80	79	78	77	76	75	整理 番号 番号
93	92	91	89	88	87	85	84	史料 番号
乍恐書付ヲ以願奉申上候 (養子・宗門改)	乍恐書付ヲ以願申上候 (新家一軒相建ニ付帳面書載)	乍恐書付ヲ以願奉申上候 (不作困窮事情)	御救米之覚 (大水ノ際ノご救米割渡)	御救米之覚 (大水ノ際ノご救米割渡)	乍恐書付ヲ以願申上候 (新家一軒相建候ニ付書載)	乍恐書付ヲ以願申上候 (大水尻林五十間流申候)	乍恐書付ヲ以願申上候 (出馬組用立)	史料 番号
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態 数量
延享五・一・二三	寛延元・一〇・二六	寛延元・一〇	寛延元・七 一七四八	延享五・七	延享五・八・二六	延享五・六・五	延享五・四 一七四八	年 代
願人次郎兵衛ほか	庄ヤ	清右衛門ほか	庄屋清右衛門ほか	庄屋	願人市十郎	庄屋	敏満寺親御庄屋 清右衛門	差出(作成)人
同右	同右	同右	同右	同右	奉行	筋方両家 川方両家	奉行	請取人

整理文書 番号 番号	史料名(内容)	形態数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
92	乍恐以書付ヲ以願申上候 (二ノ井底種夏施行願)	状一	享保一〇・五 一七二五	庄屋孫兵衛ほか	奉行
93	乍恐書付ヲ以願奉申上候 (洩水懇願)	状一	宝曆八・七・二一 一七五八	庄屋平右衛門ほか	川方奉行
94	乍恐以書付願奉申上候 (北落小川原古法不守)	状一	寛政五・六 一七九三	犬上郡敏満寺村	同 右
95	乍恐以書付願申上候 (北落小川原新規申出不都合)	状一	寛政五・六	二ノ井三ヶ村役人	奉行
96	口達書	状一	寛政一二・三・二九 一八〇〇	川除奉行勝野五郎八	一ノ井係り村々
97	乍恐以書付お答奉申上候	状一	天保二・七・一二 一八三一	三ヶ村役人	奉行
98	乍恐以書付お届奉申上候 (二ノ井堀割場所かき埋申候)	状一	天保二・七・一二	三ヶ村役人	代官所
99	指上申請書之事 (水引取指図有覽)	状一	天保二・七・一三	三ヶ村役人	同 右

## 12 山口勲家文書(敏満寺)

山口勲家の文書はその先祖の甚兵衛をはじめ、代々の人々によって遺されたもので、収録したのは五十余通である。そのほとんどは近世、江戸期の文書で、慶安四年(一六五二)を最古とし、江戸中期宝暦、明和年代が多く、下って後期天保、嘉永年代のものも多く残っている。

文書でもっとも多いのは田畑の売券や借用証文であったが、当日録からは除いた。  
当家の文書には家に関して、相続の譲状や分家の証明など珍しい文書が多くみられる。

当家文書中もっとも注目するのは子年(一八五二)と巳年(一八五七)の「免割目録」と「名寄帳」である。この文書は敏満寺が江戸時代に給所(知行地)であったこととその取納の状況を知るうえに貴重な文献

である。

さて甚兵衛は給所敏満寺において、彦根藩士大塚与一右衛門の知行地(給所)の割頭わかれかみであった。すなわち大塚氏の石高四五石余りの年貢米を各地主から徴収し、それを藩庫に納入する責任者であった。これを割頭わかれかみといふ組頭のような権力を持っていたようである。この割頭は敏満寺にはいく人かあったが、当家の売券に記載されているのは甚兵衛はじめ、清治郎・九郎右衛門・甚四郎・文四郎・又三郎・甚左衛門の七人である。

大塚氏の給所四五石余りの地主は「名寄帳」によると甚兵衛・吉左衛門・小平など一五人である。

年貢の処理については「免割目録」にその諸入用費が詳細にわたって記入され、どのように処置されたかを知ることができる。

16	15	14	13	12	11	10	9
11	52	43	53	51	49	39	35
一札之事(通路について)	賞状(米質改良)	墓所地図	(山口家分家の証)	巳之免割目録	子之免割目録帳	(風水害状況報告書)	奉拝借仕夜仕事銀之事
状一	状一	豎一	状一	横一	横一	豎一	状一
宝永一・一一・三 一七〇四	明治二六・二・二一 一八九三	明治初年	安政五・中秋 一八五八	安政四巳 一八五七	嘉永五・一二 一八五二	嘉永三・七・二一 一八五〇	天保一四・一二 一八四三
次兵衛	審査員山本弥五 七ほか二名	犬上郡敏満寺戸 長種村勘右衛門	現正覚比丘塚州	(割頭甚兵衛)	(割頭甚兵衛)		甚兵衛ほか九名
甚兵衛	山口甚平		(甚兵衛)				割頭甚兵衛

8	7	6	5	4	3	2	1	整理 番号 番号	山口勲家文書目録
50	28	26	20	46	6	15	54	番号	山口勲家文書目録
名寄帳(石高四五石五斗五升六合七勺の田地の地主)	取入(米四俵・金三兩一祠堂料寄附領収書)	覚(預り証文)	奉預候祠堂銀之事	讓状之覚	覚(義海法印遺本代預り金)	讓状之事(土地二七ヶ所)	少津り中田島之事	史料名(内容)	山口勲家文書目録
豎一	状一	状一	状一	横一	状一	状一	状一	形態数量	山口勲家文書目録
天保一〇・二 一八三九	寛政五・一二・二五 一七九三	明和七・三・二五 一七七〇	明和五・一一・三 一七六八	宝曆一三・五・一 一七六三	宝曆六・三・二二 一七五六	元文一・九・一五 一七三六	慶安三・八・二九 一六五〇	年代	山口勲家文書目録
割頭甚兵衛	正覚寺	内 不動院内高木藤	預主甚兵衛	甚兵衛	正覚寺納所	小平衛(讓主)	ミやうよ	差出(作成)人	山口勲家文書目録
	山口甚兵衛	敏満寺村甚兵衛	岩本院取次森村清 右衛門ほか一名	勘九郎・休観	休観	太次郎	甚兵へ	請取人	山口勲家文書目録

## 13 堀川惣一郎家文書(敏満寺)

守野村は江戸時代は独立の村で、庄屋以下村役人により治められ、貢賦もされていた。明治一二年(一八七九)、敏満寺村と合村することとなり、明治一三年ころからは敏満寺村の一小路となった。江戸時代の歴史書『江左三郡録』には「森野村ハ敏満寺ノ辰巳ノ方七八町ニアリ、八幡堂、村ノ東辰ノ方ニアリ祭礼三月十五日也」とあり、『淡海木間摺』には「森野村、守野トモ書キ高四百石、此村里ハ敏満寺ノ東ノ方ニアリ。往昔此所ニ守野彦之丞、同十介ト云武士アリ。江南佐々木ニ仕官。長尾合戦ニ中村助兵衛与力ニテ高名アリ、屋形義賢君ヨリ感状ヲ玉ハル事記ニ出ツ。後々愛知郡長野村に住ムト云」

「神社一、八幡宮、社四尺ニ四尺五寸当村ノ産土神也」とその来歴が記されている。

明治一一年(一八七八)ころ発行の『滋賀県物産誌』

に本村の当時の状況がやや詳しく書かれている。これによれば「地勢は、本村は四方に山嶺はなく、土地は平で諸車の往来は自由である。村の東西北の三方は敏満寺、南は犬上川を隔てて金屋村に界している。地味は中等であるが水利不便で、村民は井戸を掘り田野に灌水しているので稲粟(稲と大粟)が生育している。巾東西六町、南北三町余。人口一一一名、戸数一七戸」と記している。

沿革では、慶長六年(一六〇二)二月、井伊家が彦根藩主として就封して以来、守野付近の平地林を御料林として直轄し、寛文年間(一六六一〜一六七三)一村として独立し、代官若林又左衛門の支配を受けた。文化一三年(一八一六)彦根城天主閣修理のときには、松の太木を切り出して使用している。本村はもともと水利が悪しく、旱魃の患があるので、近世以来大いに疲弊の状況が表われた。

堀川文書は先祖が守野村の庄屋を勤めた関係で当家

に所蔵されている文書で慶安三年(一六五〇)から明治一〇年に至る間のものである。

当家の収集文書には林・畑の永代売渡証文・借入金証文が多数あったが、これらの文書は除いた。

前記の『滋賀県物産誌』には当村の田地は一町八反八畝七歩、畑地五町二反一畝一八歩、林地二町二反五畝三歩となっている。

天保九年(一八三八)に水田開発の願書が出され、隣村との水利関係で問題はあったが、条件付きで開田が許可され、嘉永七年(一八五四)には一町五反歩の定免願書が出されている。これらによって当地の田地造成の歴史を明らかにすることができる。

年貢納入について、文化五年(一八〇八)、敏満寺村から異議申し立てがあり、奉行所から守野村にお尋ねがあり、それにお答えしたとして、次のような文書がある。

「年貢は昔、敏満寺村の通いに付けられ、村へ切手

をお下げになって上納した時節もあった。しかし元来は別村、別高で、かれこれ間違ひもあったので、地頭様へ願ひ出て当村へ別に通いを申請した。これ以来村方の通いによって上納しているので、従来の通り村だけの納入にしてほしい」との願いと、寛文一一年(一六七二)亥の年の小物成四石の目録書を提出している。守野村の石高はいろいろと書かれているが、享和元年(一八〇一)、嘉永三年(一八五〇)、同四年の御物成通(皆済)にはともに物成は拾俵三斗式升六合で、村高は拾石となっている。

彦根藩の高辻帳に記載されている石高は藩政初期に決められた石高で、開田などによる生産の増加も石高に変更はなかった。守野村の石高は江戸中期以降の生産によるもので、高辻帳に入れなかったであろう。

特異な資料としては『多賀六月御神事献立帳』がある。四月の馬頭人記録は多いが六月神事の献立が詳細に書かれているのは珍しい資料である。

17	16	15	14	13	12	11	10	9
25	72	100	18	99	93	60	85	90
乍悉以書付御内願奉申上候	御物成通(皆済)	人別送り切手(縁付引越)	譲り証文之事	人別受取手形(縁付引越)	(開田老町五反歩之定免願書)	多賀六月御神事献立表	指上申御請書之事(開田許可)	(開田願書)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	横一	状一	状一
安政四・九・一八 一八五七	嘉永三・一〇 一八五〇	嘉永三・二 一八五〇	嘉永二・六	嘉永二・一 一八四九	嘉永一・八・二一 一八四八	天保一五・六 一八四四	天保九・四・三〇	天保九・三・一八 一八三八
守野村茂平	代官所加納文右 衛門ほか一名	斧磨村庄屋 佐太右衛門	守野村猪平	敏満寺村 庄屋甚右衛門	守野村 茂平ほか一名	出やしき 又右衛門	守野村庄屋 瀬平ほか二名	守野村庄屋 清平ほか一名
代官所	守野村 割頭茂平	守野村役人衆	守野村茂平	守野村役人衆	代官所		奉行 代官所	代官所

8	7	6	5	4	3	2	1	整理 番号 番号	史 料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
76	81	89	61	87	68	94	62		亥之年小物成御書出写目録	状一	寛文一一・一一 一六七二	代官 若林又左衛門	(守野村) 庄屋百姓
									(大蛇籠設置のお尋に答申)	状一	明和七・八 一七七〇	守野村 茂平ほか二名	川方奉行
									御年貢納通(皆済)	状一	享和一・九 一八〇一	代官 江忠太郎 ほか三名	守野村猪兵衛
									(年貢未納に付御尋の答と証拠 文書之写)	状一	文化五・一二 一八〇八	守野村庄屋次兵 衛ほか一名	代官所
									亥之年小物成御書出写目録	横一	文化五・一二	代官所 沢田九郎 兵衛ほか二名	森野村
									(年貢は従来通りお蔵取めにす ることの願書)	状一	文化一〇・一二 一八一三	守野村庄屋清兵 衛ほか一名	代官所
									(守野村敏満寺村山論和解に付 届書)	状一	文政三・九・七 一八二〇	守野村庄屋 猪平ほか一名	奉行
									庄屋引継帳簿並物品	横一	文政八・一 一八二五	守野村庄屋 先役左介	守野村庄屋庄平

34	33	32	31	30	29	28	27	26
58	57	47	75	55	49	104	74	31
新牛買入手当金拝借御願書并ニ 証実添	御願書 御免状御下渡石代上納金御割賦	祠掌退役御願書	村貸付色々取立帳	反別絵図取調帳(守野御林士族 領地之内)	通達書(御触書明治四年一二月 同五年一月)	覚(物成下ケ札)	五拾両物萬立	請取埒合一札之事
状一	状一	状一	横一	状一	竖一	状一	竖一	状一
明治七・二	明治七・二 一八七四	明治六	明治六・一二 一八七三	明治五・五 一八七二	明治四・一一	明治四・一〇 一八七一	明治三・一二 一八七〇	慶応三・四 一八六七
村中総代 内堀信夫	村中総代内堀信 夫ほか三名	守野村堀川三平	守野村戸長 ほか二名	守野村堀川茂平	各市町村	彦根県租税掛	(守野村)	土田正福寺門徒 総代茂平
同右	同右	県令松田道之				守野村役人衆		守野村茂平

25	24	23	22	21	20	19	18	整理 番号 番号
79	105	69	98	101	96	91	84	史料 番号
寅御歳貢上納帳	人別送り手形之事(縁付引越)	(御教米通知書)	人別送り手形(縁付引越)	人別送り請取手形之事 (縁付引越)	人別送り(縁付引越)	人別送り請取手形(縁付引越)	(上納金直接取立願)	史料 名(内容)
竖一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態 数量
慶応二	慶応二・一 一八六六	慶応一・一二 一八六五	元治二・一 一八六五	元治元・一 一八六四	文久四・二 一八六四	文久四・一 一八六四	安政五・一二 一八五八	年 代
守野村 庄屋惣右衛門	北蚊野村 庄屋惣兵衛	代官所	久徳村庄屋多兵 衛ほか一名	守野村庄屋惣右 衛門	法養寺庄屋彦兵 衛ほか一名	神崎郡今村庄屋 仙助ほか一名	守野村庄屋額五 郎ほか一名	差出(作成)人
	守野村役人衆	守野村	同右	同右	同右	守野村役人衆	代官所	請取人

51	50	49	48	47	46	45	44	43
102	26	80	63	83	78	70	51	48
為取替一札之事	新講井色々全請取書付	田方地価金仕訳帳	県官出張につき出頭通知	送籍証(一戸移住)	林地価金下調改帳	(布達書調査報告)	合村ニ付正副戸長退役願書	御座へ出頭旅費御伺書
状一	状一	竪一	状一	状一	竪一	状一	状一	状一
江戸時代	卯八月	明治二〇・二〇	明治一〇・二・一〇 一八七七	明治九	明治九・九	明治九・三・三 一八七六	明治八・八・二二	明治八・三・一九
守野村庄屋		(守野村戸長)	第一五区々長 小菅新九郎	堀川庄平ほか一名	(守野村)	犬上第一五区長	守野戸長 堀川庄平	村中総代 堀川三平
敏満寺村役人衆			守野敏満寺大尼 子各村役人	犬上郡第五区 上藪下町役人		犬上郡八重練村 ほか六ヶ村役人	滋賀県権令 籠手田安定	同右

42	41	40	39	38	37	36	35	整理 番号 文書 番号
59	53	46	52	45	50	77	65	
敏満寺村地租改正ニ付当地大觀 場之儀願書	正副戸長給額取極伺書	御召之義ニ付御届書	戸長後役人撰入札御願	同掌辞職御願	斃牛ニ付御拝借金御願書	地券証金并造用帳	他所地券証扣帳	史料 名(内容)
状一	状一	状一	状一	状一	状一	横一	竪一	形態 数量
明治八・一・一三 一八七五	明治七・一二・五	明治七・六・二三	明治七・四・四	明治七・三・一八	明治七・二・一六	明治七・二	明治七・二 一八七四	年 代
村中総代ほか戸 長副戸長	村中総代 堀川三平	守野村堀川庄平	副戸長 筒川藤三郎	守野村戸長 堀川三平	守野村内堀信夫	守野村戸長 内堀嘉平	守野村	差出(作成)人
同右	同右	同右	同右	同右	滋賀県令 松田道之			請 取 人

整理文書 番号 番号	史料名(内容)	形態数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
52	(返済金について)	状一	江戸時代	中筋代官所 元ノ中	守野村役人
53	人別受取手形之事(縁付引越)	状一	江戸末期	守野村庄屋惣右 衛門ほか一名	久徳村役人衆
54	御願奉申上候(七月端米共一時 之御取立)	状一	江戸末期	守野村庄屋 惣七郎ほか	上
55	為手一札之事	状一	江戸末期	守野村弥平	守野村惣右衛門
56	(地区内の地目別面積并に官地 借用地の面積と税金)	状一	明治初期		

## 14 川相共有文書

川相村は大上川の北谷と南谷の合流するところに位置し、南畑一三ヶ村の一つである。江戸期から明治二年(一八八九)までの村名で彦根藩に属し、村高は二八三石余であり、元禄八年(一六九五)の人口は二六四人であった。『滋賀県物産誌』(明治二十一年刊)によれば「人口三七一人戸数一一一戸、全戸トモ農業、傍ヲ樵夫・炭焼・製糲・養蚕ヲ事トシ、或ハ材木商・酒造家ソノ他雜商ヲナシ、又ハ大工職・桶職・鍛冶屋職アリ」などと記している。田地は二町五反一六歩、畑地七町一反一畝二一歩、山地は四六町八反九畝歩となっている。

行政上は明治一八年(一八八五)川相村はか八ヶ村で連合戸長役場を設置、同二三年大上郡大滝村の大字となり役場の所在地であった。昭和三〇年(一九五五)

から現多賀町の大字となっている。

川相共有文書四八点のうち一二点は近世のものである。そのうち三点は庄屋渡り帳目録で、これらによって庄屋の仕事の内容を知る参考となるものである。「御公儀様御掟の事」として、日常生活の不正を戒め、質素儉約を守り、農事に励むことを誓う、庄屋以下一〇四人の署名と捺印の文書がある。年貢の下ヶ札が二通あるが、いずれも南畑六ヶ村のもので、とくに注目するのは、短木・長木の年貢の納入がこの六ヶ村一括の下ヶ札で課税されていることである。その他に生活改善のための極めや他村へ「立木売り」をした文政から明治初年までの山林記録もある。

明治以降の文書の主流は山林組合の発展の経過やその内容を伝えるもので、全文書の半数を占めている。藩政時代の入合山の地元郷や山郷の権利が大滝村ほか五ヶ村共有山林組合へどのように引き継がれ、組織づけられ運営されてきたかを知ろうえの貴重な記録であ



12	11	10	9	8	7	6	5	4
34	33	32	31	29	30	28	27	26
覚(慶応二年年貢割付状)	御公儀様御掟之事(御触書遵守について署名連印)	覚(安政二年年貢割付状)	指入申一札之事(組分けに付いて)	指入置申一札之事(借用銀質物)	此度組中改略極之事(生活改善に付いて)	切死丹御改ニ付指上申村組手形之事	(庄屋渡り帳目録)	番水溜水留帳
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	堅一
慶応二・一〇 一八六六	文久四・一 一八六四	安政二・一〇 一八五五	嘉永五・一一 一八五二	嘉永二・一〇	嘉永二・一 一八四九	弘化三 一八四六	天保一四・九・九 一八四三	天保八・六 一八三七
高吉五ほか一名 (代官)岡丹・ 村村役人	当村庄屋林七以 下一〇四人	(代官)竹喜 西又治ほか三名	加圓出組 組頭千七	川相村勘三郎	川相村組頭新平 ほか二四名	川相村・藤瀬村 一之瀬村各役人	川相村喜兵衛	川相村中水組
犬上郡南畑七ヶ 村村役人		犬上郡南畑六ヶ 村村役人	下ヶ圓組頭 久四郎	当村下ヶ圓組頭 久四郎		(奉行)		

る。また昭和三〇年ごろに起きた山郷地区の一部地域と共有林の二財産区の設置と共有林分割の問題は山林組合の存否にかかわる局面となった。幸いに昭和三三年に和解契約が成立した。

大滝村設立に至る七ヶ村の村勢の調査書や大滝郵便局の設置後の経過を誌す年表もある。

この文書目録は上池ふみ家文書やその他区内の人々の文書によって作成したものである。

## 二二 川相共有文書

3	2	1	整理文書 番号 番号	史料名(内容)	形態数量	年代	差出(作成)人	請求人
25	24	23		山覚帳(山立木売り記録)	堅一	享和三・一 一八〇三	川相村 (山林係)	
				庄屋渡り帳目録	状一	文化一〇・九 一八一三	川相村前任庄屋 林七	同村庄屋文七
				庄屋渡り帳目録	状一	文化一二・九・九 一八一五	川相村前任庄屋 林蔵	同村庄屋 喜右衛門

注 南畑一三ヶ村  
藤瀬・川相・一之瀬・仏ヶ後・穂田・萱原・大杉・霜ヶ原・出屋敷(憲)・佐目・後谷・小原・大君ヶ畑の各村

注 南畑七ヶ村・地元郷  
藤瀬・川相・一之瀬・大杉・仏ヶ後・穂田・萱原

注 大滝村外五ヶ村と山郷二ヶ村  
大滝村(稻崎)・東甲良村(正業寺)・金屋・北落・横岡・池寺・長寺・法養寺) 西甲良村(下之郷)・尼子・在土・小川原) 豊郷村(雨降野)・八町・八目・石畑(四十九院) 河瀬村(葛籠町) 多賀村(畷満寺)・尼子・猿木・四ツ谷)

29	28	27	26	25	24	23	22	21
47	15	22	4	3	2	1	22	39
川相村円福寺明細帳	甲良庄山林区南畑地元七ヶ村規約決議書	山林保護係人名御届書	犬上郡南畑甲良山林保護規約決議書	犬上郡萱原村ほか二ヶ村山林律案	共有山林諸経費記録	為取換定約証(山中郷と山郷との取り極め)	水害損地検査通知(巡廻視察)	立会山(萱原・仏ヶ後・樋田)
竪一	竪一	状一	竪一	竪一	綴一	状一	状一	状一
明治一九 一八八六	明治一八	明治一八・九・三〇	明治一八・八・二二 一八八五	明治一七・三 一八八四	明治一五	明治一五・四・八 一八八二	不明 一一・一八	明治一一・六・二八 一八七八
川相村円福寺 住職	犬上郡川相村ほか七ヶ村	川相村戸長 木下喜与門	上記山林区規約 会長上田又右衛門	萱原村ほか二ヶ村山林組合		山郷総代尼子村 松宮曾平ほか二名	滋賀県租税課 杉本喜英	萱原村戸長役場
		同右	滋賀県令 中井 弘			南谷七ヶ村総代 川相村戸長役場		勸業官員

20	19	18	17	16	15	14	13	整理 番号 番号 番号
21	38	17	18	37	20	36	15	史料 名(内容)
更生野帳番号并合村之義ニ付何書	旧彦根藩御貸下ヶ金一時上納書	共有山林取調帳(七ヶ村の各村毎に番地小字名面積地価地租)	組合山林調書綴(甲部借地・乙部借地・山郷借地各面積など)	地租改正ニ付依頼書	御救助為取奉謝書 (救助米に対する謝礼)	合併ニ付村反別戸数人員取調・御願書	民図帳(土地台帳)	史料 名(内容)
状一	状一	竪一	綴一	状一	状一	状一	竪一	形態 数量
明治九・八・一五	明治九・三・一七 一八七六	不明	明治八	明治八・八・二七	明治八・八・一三	明治八・六 一八七五	明治四 一八七一	年 代
同右	川相村戸長 上池林七	山林組合	(川相村)上池	川相村木下喜右 衛門ほか八七名	川相村川岸卯平 治	犬上郡第一七区 七ヶ村正副戸長	(川相村庄屋)	差出(作成)人
同右	滋賀県権令 籠手田安定			同村正副戸長 村総代 頭分		滋賀県権令 籠手田安定		請取人

46	45	44	43	42	41	40	39	38
46	43	44	9	8	6	7	45	5の2
村社列格申請(赤洲神社)	新聞切り抜き(犬上ダム建設について)	規約(不買・不雇合せ)	契約書(山林組合山林甲部地元配当金)	犬上郡大滝村ほか五ヶ村組合公有山林申合規約	決議書(不法炭焼きについて)	登記済書	大滝郵便局年表	犬上郡大滝村ほか五ヶ村組合明治三十年度歳入出精算書
状一	堅一	状一	状一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一
昭和二〇・一一 一九四五	昭和八・一一・二五 一九三三	不明	大正一〇・三・二五 一九二一	明治四四・三・一 一九一一	明治三六・五・九	明治三六・一・一四 一九〇三	明治三五・一一・一 一九〇二	明治三一・六・二九 一八九八
居治之 赤洲神社社掌鳥	朝日新聞社 江州日日新聞社	川相村代表	大滝村長久保九平 ほか大字七区長	檜崎区長重森平 一郎ほか二一名	地元委員長木下 徳太郎ほか八名	彦根区裁判所 多賀出張所	大滝郵便局	右に同じ
						川相村上池林七 代田辺磐太郎		同右事務管理者 郡長遠藤宗義

37	36	35	34	33	32	31	30	整理 番号 番号 文書
5の1	42	41の2	41の1	40の3	40の2	40の1	48	史料 名(内容)
犬上郡六ヶ村組合明治二七年度 歳入出精算表	山林組合決議事項	組合法規改正案	道路改修ニ付竹木伐採潰地ニ関 スル件	大滝村外五ヶ村山林組合会ニ係 ル会議細則	滋賀県犬上郡大滝村ほか五ヶ村 組合公有山林保護取締方法案	滋賀県犬上郡大滝村ほか五ヶ村 組合公有山林保護取締方法	大滝村ほか五ヶ村山林組合規定	形態 数量
堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	堅一	状一	年 代
明治二八・六・二七 一八九五	明治二七・一〇・二二	明治二七・四・一九	明治二七・四・一九	明治二七・四・一九	明治二七・四・一九 一八九四	明治二七・四・一九 一八九四	明治二六・一二・二五 一八九三	差出(作成)人
犬上郡大滝村ほ か五ヶ村組合	山林組合事務管 理者坂上治平	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	大滝村長坂上治 平ほか五ヶ村々長	請 取 人
大滝村ほか五ヶ村 組合事務管理者							犬上郡長 穂積敬重	

整理 番号	文書 番号	史料名(内容)	形態数量	年 代	差出(作成)人	諸 取 人
47	10	大滝村外五ヶ町村山林組合の沿革	一	昭和三一・一 一九五六	大滝村ほか五ヶ 村組合	
48	14	和解契約書(共有山林分割と二 財産区設置問題)	一	昭和三三・七・一三 一九五八	甲部地之郷 財産区執行者	

注 南畑六ヶ村 説明

文書の標記には南畑六ヶ村として後の年貢の但し書きに、川年貢は大杉村を除く六ヶ村、短木、長木の年貢は七ヶ村と書いている。

## 15 藤瀬共有文書

多賀町藤瀬は八尾山の北麓にあり、大上用との間に農地が段丘状に広がっている集落である。

村は藩政時代は石高三〇九石余の彦根藩領に属した。南畑一三ヶ村の一つとして勢力があり、南畑六ヶ村の小立物の年貢の割頭で、そのリーダー的存在でもあった。

八尾山は藩政時代には八ッ尾御山と呼ばれ、藩直轄の領林で檜・松・杉が生い茂り、当村はその山廻り役を負担していた。その役料として九石式斗五升の御伝馬除と足役・門役御免ならびに田地七畝歩の無税の役料田を有していた(『日本林制史資料津藩彦根藩』)。

藤瀬村の元禄八年(一六九五)の人口は二七五人(井伊家文書)で明治一二年(一八七九)ごろには二〇九人、戸数六〇戸、田地は三三町七反余、畑四町

六反余、山地は五六町余であった。

職業は農業の傍、樵・炭焼き・縄作りなどを副業として生活を営み、その生産は米は三一五石、木炭六万七、三〇〇斤、石炭は二八万四、三七五斤、麻纒は五、七〇〇、材木は七、五〇五材などであった(『県物産誌』)。

明治一八年(一八八五)、川相村ほか八ヶ村で連合戸長役場を設置し、同三二年(一八八九)犬上郡大滝村の大字となった。昭和三〇年(一九五五)四月一日、多賀町と合併してその大字となった。寺院には真言宗本願寺派の浄通寺と古来、八ッ尾観音として栄えた黄檗宗観音寺がある。

当区での採集文書は比較的保存状態もよく、五〇〇点以上あり、何度かに分けて調査したので、A・B・C・無記号として番号を入れ、必要に応じて取捨と整理をはかって、次の二五九点について検討した。

文書中近世のものは一六三点で、その余は年月不詳のものを含めて、明治の中ごろまでのものである。

文書の中でもっとも多いのは賃租関係で、とくに地租改正に関係のものは願書や図面など膨大な数になり、年月日不記の文書、使途不明の絵図面などが多く、内容の理解不充分のものもあったが、これを整理し位置づけた。

本文書中、もっとも多数を占めるのは地租関係文書である。地租改正は旧藩時代の石高から地価を算定して金納に改めることであった。それは土地を測量し、絵図を作成し地積を求め、野帳に記録し、反別取調帳にまとめた。そして正確な地価を求め地租を設定するために多大の苦勞をした。その経緯を示す資料が多いので、この分野の研究には好都合であろう。

賃租の中で「物成り下ケ札」は五九通に達し、現在多賀町内では最多数である。宝暦十一年（一七六一）から明治四年（一八七二）までの間で、とくに文化・文政・嘉永・安政・慶応・明治（一八〇四）一八九二）の各年代のものはほとんど残っている。他に木村を含めている南畑六ヶ村物成り下ケ札三通、助郷の伝馬懸

り高としての伝馬銀の下ケ札三通、小立物割合帳、それに個人の五〇年間の物成り納入記録など一連の年貢の資料がそろっている。

大上川越えの尺仏地区に畑所持の忠兵衛以下六人の藤瀬の住人が、出屋敷許可の願書を村役人に願出したのが安永五年（一七七六）八月であった。それから二年後の安永七年（一七七八）、村の庄屋はこの件について奉行所に新屋敷帳を提出して現在の尺仏開発の運びとなった。出屋敷分離の際の資料として二通の文書がある。

庶民の生活を守り治安の維持をはかるため村の掟や藩庁・幕府からの触書がたびたび出された。村の掟書は八通あり断片的なものが多いが、元服・村入り・奉公人などのきまりの文書である。村入りについては規則だけでなく、本人と親請人が組役人の奥印を受けて、村役人に提出した誓約書が二通あって珍しい。触書は九通あり、道徳的・教訓的な事項が繰り返し通達されているが、遵守の証として村人全員の連署の請書

が二通含まれている。

農事関係の文書では「検見帳」が一二冊ある。これは明和八年（一七七二）と寛政九年（一七九七）両度の飢饉の際の検見の詳細な記録である。災害についてはほかに「日照りニ付不作田地しらべ」など四通ある。

### 二二一 藤瀬共有文書目録

整理文書 番号 番号	史料名 (内容)	形態 数量	年 代	差出 (作成)人	請 取 人
1	竹御検地帳 藤瀬村	縦一	正保二・八・四 一六四五	久野角兵衛ほか 一名	
2	土高名寄帳 (土地石高名寄帳)	縦一	天和三・一二・一六 一六八三	藤瀬大名坂組	
3	竹帳 (竹御年貢元帳)	縦一	享保二一・四・五 一七三六	藤瀬村庄屋久五 郎ほか一名	
4	竹帳 (竹の検地帳)	縦一	宝暦八・六・八 一七五八	川手藤兵衛ほか 一名 (代官)	
5	巳年御物成極之事綴	状五九	宝暦一一・一〇 一七六一	中村与次右衛門 ほか一名 (代官)	藤瀬村庄屋横目 惣百姓

米の増産策として年々提出させた個人別の農業生産の計画として「田畑作り高調査帳」が六冊あり、その当時の状況が分かる。

その他土地売却証文・借用証文・遺伐・詫証文などの文書があったが、これは除外した。

22	21	20	19	18	17	16	15	14
26	B24	B23	A46	19	24	17	A45	A21
村方の定(養子入村の決め)	子年元服名替養子取出銀記帳	年々夜稼料取立覚帳	午歳御年貢納竹割帳	御検見御帳上帳並に同上下帳	御検見下帳(田地の部)並に同上	上巻検見下帳(畑地)並に下巻同上	歳々小立物割合帳	御検見帳上帳下並に同下帳下
縦一	横一	横一	横一	縦二	縦二	縦二	横一	縦二
文化元・七	同右	文化元・三 一八〇四	寛政一〇・九・二三 一七九八	寛政九・九	寛政九・八	寛政九・八・一 一七九七	寛政七 一七九五	明和八・九 一七七二
(藤瀬村)	同上	藤瀬村庄屋平右 衛門ほか二名	藤瀬村庄屋仲蔵 ほか二名	藤瀬村庄屋仲蔵	藤瀬村庄屋仲蔵 ほか二名	同右	藤瀬村庄屋仲蔵 ほか二名	藤瀬村十右衛門 ほか四名

13	12	11	10	9	8	7	6	整理 番号 番号
A48	23	16	15	14	6	11	9	史料名(内容)
午之年竹納年貢帳	滝ヶ原新溝入用帳	犬上郡藤瀬村新屋敷帳	出屋敷願証文之事	口上(池番手当助勢願)	中村組高帳 (村内中村組の石高帳)	御検見御帳 (そとら・富之尾領)	御検地御帳 上下	史料名(内容)
横一	横一	縦一	状一	状一	縦一	縦二	縦二	形態数量
天明五・九 一七八五	天明元・六 一七八一	安永七・一二 一七七八	安永五・八 一七七六	明和八	明和八・一二	明和八・九	明和八・九 一七七二	年代
同右	藤瀬村庄屋 十右衛門	藤瀬村庄屋 十右衛門ほか二名	藤瀬村忠兵衛ほか 六名	大君ヶ畑村佐日 村後谷村各役人	藤瀬村庄屋治右 衛門ほか一名	同右	松居九右衛門ほか 一名(代官)	差出(作成)人
		奉行	藤瀬村役人衆	村々御役人衆				請取人

39	38	37	36	35	34	33	32	31
45	42	B34	B30	B31	41	40	34	B16
請取手形之事(引越手形)	指上申家作手作之事(違反建築せぬ事)	出作御年貢帳	竹御年貢帳	高字寄帳(地割帳上)・同 下	引越返シ送り手形之事(再度元橋引越につき)	送り一札之事	午極月高揃・御伝馬・諸入用	覚(文化七年南畑六ヶ村物成り下ヶ札)綴
状一	状一	竪一	横一	竪二	状一	状一	横一	状三
文化二・二・一 一八一五	文化一〇・二・二八 一八一三	文化九 一八一二	文化九・九	文化八	文化八・一一	文化八・二 一八一	文化七	文化七・一〇 一八一〇
平柳村忠兵衛	十右衛門・兵介	犬上郡藤瀬村	藤瀬村庄屋治右 衛門ほか一名	藤瀬村庄屋儀右 衛門ほか二名	藤瀬村庄屋儀右 衛門	濃州石津郡時山村庄屋十右衛門	藤瀬村庄屋儀平	西助之ほか二名 (代官)
藤瀬村役人衆	沢田繁助・吉川 嘉一				衆	濃州時山村役人		

30	29	28	27	26	25	24	23	整理 番号 番号 文書
B28	B27	B29	B26	30	29	28	B18	史料 名(内容)
惣田帳并宛作帳	向野開惣田帳	辰年御年貢竹割合帳	年々作高帳	覚(引越手形)	覚(引越手形)	養子手形之事	村方掟書(元服・村なり時)	形態 数量
横三	横一	横一	横一	状一	状一	状一	竪一	年 代
文化六・九 一八〇九	文化五	文化五・九 一八〇八	文化二・三	文化二・三	文化二・三	文化二・一 一八〇五	文化元	
藤瀬村庄屋儀右 衛門	犬上郡藤瀬村	藤瀬村庄屋左近	藤瀬村庄屋平右 衛門ほか一名	北蚊野庄屋与右 衛門	百濟寺村喜見院 役者	日野村井町庄屋 彦兵衛	(藤瀬村)	差出(作成)人
				藤瀬村役人衆	藤瀬村庄屋平右 衛門	藤瀬村役人衆		請取人

56	55	54	53	52	51	50	49	48
A31	A27	60	A28	A25	57	53	52	49
困窮ニ付調書上下帳	村困窮ニ付仕法銀貸付帳	普請願留記(天保六年・嘉永五年間の村普請願と計画書)	惣山手入札銀留帳	中村組帳場(組名寄帳)	寺送り一札之事	神輿行列目録 (大滝神社祭礼行列順位作法)	請取一札之事 (新兵衛引越につき書載)	覚(引越除籍)
横一	横一	縦一	横一	縦一	状一	状一	状一	状一
天保八・二 一八三七	天保六・一	天保六・一	天保六・一・二七 一八三五	天保三・四 一八三二	文政一三・二 一八三〇	文政九・四 一八二六	文政八・一一 一八二五	文政三
藤瀬村庄屋平右 衛門ほか一名	同右	藤瀬村庄屋平右 衛門	藤瀬村庄屋万助	藤瀬村庄屋弁次 ほか一名	藤瀬村浄願寺	川相村ほか一二 ヶ村	小原村役人	屏風村庄屋次郎 右衛門
					大君ヶ畑	藤瀬村	御村役人中	同右

47	46	45	44	43	42	41	40	整理 番号 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請取 人
31	50	A10	48	B58	47	46	B35		向野開地割合帳	横一	文化一二・三・七 一八一五	藤瀬村・仏ヶ後 村・樋田村	
引越請取一札之事	送り手形一札之事(縁付手形)	御上様より被仰出之趣	預り手形一札之事 (寺の門徒預け)	向野新開算用	亥十二月中村組高割帳 (組内個人別年貢割り付)	御触書(踊・煮売り・酒屋などの禁止)			七月 (文化一三)一八一六	横一	文化一五・三 一八一八	濃州石津郡時山 村本誓寺	藤瀬村浄通寺
状一	状一	状一	状一	横一	縦一	縦一	横一		文政三・二 一八二〇	文政一・一一 一八一八	犬上郡藤瀬村		
文政三・二	文政三・二	文政一・一一	文化一五・三 一八一八		文化一二・一二	文化一二・七	文化一二・三・七 一八一五		受知郡上中野村 庄屋惣兵衛	同右	濃州石津郡細野 村庄屋横目	藤瀬村役人衆	同右



73	72	71	70	69	68	67	66	65
C 50	A 12	A 9	A 50	A 8	A 7	A 49	75	74
作配帳	宗門送手形之事	掟(八ヶ条)	亥之年より惣田拾五ヶ年入札帳	指上申一札之事(村入り)	指上申一札之事(村入り)	滝ヶ原新溝・溜普請帳	前里口荒開畑宛作帳	指上置中一札之事(質物不売依頼)
縦一	状一	横一	横一	状一	状一	横一	縦一	状一
嘉永五・九	嘉永五・六 一八五二	嘉永三・一〇	嘉永三・八・二	嘉永三・二	嘉永三・二 一八五〇	嘉永元・四 一八四八	弘化四・九	弘化四・八
衛門 藤瀬村庄屋平石	愛知郡薩摩村 善照寺	藤瀬村庄屋忠左 衛門ほか四名	藤瀬村庄屋忠右 衛門ほか二名	月之木村弥平次 親取作次	伊勢三尻村頼人 安右衛門ほか一名		(藤瀬村庄屋)	当村中村組惣代 作太郎
代官所	坂田郡榎木村 浄願寺			同 右	藤瀬村役人衆			藤瀬村役人衆

64	63	62	61	60	59	58	57	整理 番号 番号
73	A 36	35	B 75	A 34	69	A 5	64	史 料 名 (内 容)
人別送り手形之事	年年小立物割合帳(洪柿・煤など七ヶ村分・慶応二年まで)	御投金仕法貸付帳	高橋掛替諸事請私留帳	高橋懸替一件人足留帳	御触書(農事・冠婚・葬祭・衣食住等の禁制)	人別請取一札(引越証文)	一筆之事(縁付手形)	史 料 名 (内 容)
状一	横一	横一	横一	横一	縦一	状一	状一	形態数量
弘化四・二 一八四七	弘化三	弘化三・二・二五 一八四六	弘化元・六 一八四四	天保一五・八 一八四四	天保一三・八・一二 一八四二	天保一一 一八四〇	天保九・三 一八三八	年 代
美濃大垣善林寺	同上	衛門 藤瀬村庄屋平石	衛門 藤瀬村庄屋忠左 衛門ほか二名	藤瀬村庄屋忠左 衛門		右衛門ほか一名	神崎郡杜葉村光 林寺・同村庄屋 彦根来迎寺	差出(作成)人
藤瀬山役人					藤瀬村庄屋弁次	藤瀬村役人衆	藤瀬村役人 彦根来迎寺	請 取 人

90	89	88	87	86	85	84	83	82
C15	102	C39	C95	101	C19	A38	94	92
双方印形取立帳	切死丹御改ニ付指上申手形之事	御田畑作り高調書下	竹年貢領収	畑田反別取実位書(焼田被害状況報告)	覚(七ヶ村伝馬懸り銀下ヶ札)綴	申暮利納割出し帳	田畑作り高調書	御年貢早見帳
縦一	状一	縦一	状一	縦一	状三	横一	縦一	縦一
明治二・五 一八六九	慶応三	慶応三 一八六七	慶応一・八 一八六五	元治一・九 一八六四	文久二・一二 一八六二	万延一 一八六〇	安政五 一八五八	安政三
藤瀬村庄屋奥右衛門ほか四名	榎木村浄願寺通寺留守看坊警陸ほか二名	藤瀬村庄屋貞右衛門ほか四名 代官所	中御代官方手代 犬上郡藤瀬村	藤瀬村庄屋松右衛門ほか一名 代官所	石甚左ほか一名 (代官) 藤瀬村ほか六ヶ村	藤瀬村庄屋徳次	犬上郡藤瀬村	(藤瀬村庄屋)

81	80	79	78	77	76	75	74	整理 番号 番号 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
91	90	89	88	A37	85	86	B63						
御用金取立帳	早魁ニ付田地調帳	田畑作り高調書	御救金并御撫育金元利上納留記	諸拝借残元年賦毎年元利割帳 (拝借金元利返済)	反歩調書留記(小字名番号畝歩地主)	反別値付書	日照ニ付不作田地しらべ						
横一	横一	縦一	横一	横一	横一	縦一	横一						
安政三・一二	安政三・九・二〇 一八五六	安政二年 一八五五	安政一・一二 一八五四	嘉永七・一二	嘉永七・九・六	嘉永七・八・二八 一八五四	嘉永六・八・二八 一八五三						
藤瀬村庄屋徳次	藤瀬村頭分	藤瀬村庄屋	中村組・め坂組	藤瀬村	藤瀬村	藤瀬村庄屋徳次ほか二名	(藤瀬村)頭分中						
	代官所		惣中										

107	106	105	104	103	102	101	100	99
119	115	C 76	C 35	C 49	117	116	114	113
送籍証	更生調簿(田畑宅地地価改正)	明治六年早稲晚稲内見帳	藤瀬村自普請帳	御上免拾ヶ年皆上納御届書	御届書 拾八歳以上四拾歳以下男子取調	当拾七歳男子取調御届書	犬上郡藤瀬村川之堤防等官自取調書	入籍受取証
状一	竪一	竪一	竪一	竪一	竪一	竪一	竪一	状一
明治七・一・五 一八七四	明治六	明治六	明治六・八・一七	明治六・八・一六	明治六・五	明治六・五	明治六・四	明治六・四・七 一八七三
愛知郡西出村戸長		藤瀬村百姓代 城貝定平	同右	藤瀬村副戸長西 村忠四郎	同右	同右	藤瀬村戸長辰野 仁右衛門ほか一名	愛知郡斧磨村戸長 長西川作平
藤瀬村正副戸長		滋賀県令 松田道之	同右	滋賀県令 杉田道之	同右	同右	滋賀県令 松田道之	藤瀬村戸長副戸長

98	97	96	95	94	93	92	91	整理 番号 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
112	110	109	108	C 18	142	106	107		巳之畑方取立勘定下帳	横一	明治二・七 一八六九	藤瀬村庄屋貞右 衛門ほか一名	
御調ニ付御答奉申上候(道路・橋の巾・長さ・社図面)	御年貢早見帳	村中字調帳(小字内の田畑)	宗門御改帳 下	切死丹御改ニ付指上申手形之事	人別調書 (戸籍編成下調査書)	巳之七月畑方下勘定帳	巳之畑方取立勘定下帳		横一	明治二 一八六九	藤瀬村庄屋貞右 衛門ほか一名		
横一	竪一	横一	竪一	状一	竪一	横一	横一		横一	明治二・七 一八六九	藤瀬村庄屋貞右 衛門ほか一名		
明治五・九 一八七二	明治四	明治四・八 一八七一	明治三	明治三・九 一八七〇	明治二	明治二	明治二・七 一八六九		横一	明治二 一八六九	藤瀬村庄屋貞右 衛門ほか一名		
藤瀬村庄屋辰野 仁右衛門ほか一名	藤瀬村	藤瀬村庄屋辰野 仁右衛門ほか一名	藤瀬村庄屋松右 衛門	藤瀬村観音寺代 務常門寺祖簡	(藤瀬村庄屋)	同右	藤瀬村庄屋貞右 衛門ほか一名		横一	明治二 一八六九	藤瀬村庄屋貞右 衛門ほか一名		
犬上県			同右	民政御役所					横一	明治二 一八六九	藤瀬村庄屋貞右 衛門ほか一名		

124	123	122	121	120	119	118	117	116
C 23	C 83	C 26	C 25	C 13	128	130	127	C 78
印付書類取調御届書	田畑測量絵図	藤瀬村仏ヶ後村経(境)界調	兩村境界調べ(川相村藤瀬村)	戸籍総計取調書	犬上神社取調帳	証書(観音寺へ土地寄進)	大滝神社取調帳	戸長以下職分取調書案文
縦一	縦一	状一	状一	縦一	縦一	状一	縦一	縦二
明治八・七・一四	明治八・五・二四	明治八・五・二三	明治八・五・二一	明治八・二・二八	明治八・一	明治八・一	明治八・一	明治八・一・二八
犬上郡第一七区 藤瀬村	藤瀬村正副戸長	犬上郡第一七区 藤瀬村	川相戸長森太内 藤瀬戸長小川清 八	犬上郡藤瀬村 中谷治平	藤瀬村戸長坂上 治平ほか一名	河北祐充ほか二 名	神官青山敏次 戸長坂上治平	藤瀬村戸長小川 清八ほか一名
			滋賀県官員二人		滋賀県令 松田道之	観音寺世話方 辰野平右衛門	滋賀県令 松田道之	犬上郡一七区長 東岸源太郎

115	114	113	112	111	110	109	108	整理 番号 番号
129	125	C 96	C 65	123	121	122	C 84	史 料 名(内容)
縁付引越手形	山下調帳上下(地価台帳)	地価取調野帳一冊	金子返納之証綴	旧火葬地ヲ墓地ニ改正願書	埋葬地の畝歩戸数人口取調願書	当寺境内墓地取調書	観音寺八幡社建築物・立木	史 料 名(内容)
状一	縦二	縦二	縦一	縦一	縦一	縦一	縦一	形 態 数 量
明治八・一・五 一八七五	明治七	明治七	明治七・七・三	明治七・六・九	明治七・四	明治七・四	明治七・三・二四 一八七四	年 代
犬上郡仏ヶ後村 戸長瀬戸清一郎	同右	藤瀬村戸長辰野 平右衛門ほか一名	藤瀬村戸長辰野 平右衛門	藤瀬村總代深田 太八・当村戸長	犬上郡藤瀬村戸 長辰野仁右衛門	観音寺無任兼務 常門寺小茂祖明	藤瀬村戸長辰野 仁右衛門	差 出(作成)人
藤瀬村正副戸長	同右	同右	同右	同右	同右	同右	滋賀県令 松田道之	請 取 人

141	140	139	138	137	136	135	134	133
143	C 40	C 32	136	38	C 71	C 38	C 10	139
(送籍証)	諸届書綴(出生・産物・村職員送籍入籍など)	地稅上納書	測量簿	入籍証	道路養悪水路五ヶ年経費調帳	他所入来住奉公人雇入仕法	字木田橋反別控(地価調査)	送籍証
状一	綴一	堅一	堅一	状一	堅一	堅一	横一	状一
明治九・二・二二	明治九・一・一七	明治九・一・一二 一八七六	明治八	明治八	明治八・一二	明治八	明治八	明治八・一二
一之瀬村 大辻孫次	藤瀬村深田嘉平 ほか	藤瀬村副戸長辰野仁右衛門	藤瀬村	愛知郡松尾村戸長丸橋善平	藤瀬村戸長深田太八ほか一名	彦根藩	藤瀬村	愛知郡東出村戸長上林善兵衛
藤瀬村正副戸長	同右	滋賀県権令 籠手田安定		藤瀬村戸長	滋賀県権令 籠手田安定			藤瀬村正副戸長

132	131	130	129	128	127	126	125	整理 番号 文書 番号
C 30	C 33	C 43	137	C 24	C 34	C 46	135	
社地境内立木竹取調書	合村について	道路堤防養悪水等経費取調書	手間覚帳(月日・名前)	大滝神社境内地調査	風雨被害届	地価等級表御届書	各境界山度量下調野帳	史料名(内容)
堅一	堅一	堅一	横一	堅一	堅一	堅一	堅三	形態数量
明治八・一二・二五	明治八・一二・一三	明治八・一一	明治八年九月	明治八・八・二九	明治八・八・一五	明治八・一二	明治八年七月 一八七五	年 代
藤瀬村副戸長辰野仁右衛門	藤瀬一之瀬堂原 仏々後樋田各村	犬上郡藤瀬村戸長深田太八ほか一	(藤瀬村)		藤瀬村戸長	藤瀬村地総代辰野平右衛門ほか二	藤瀬村戸長辰野平右衛門	差出(作成)人
同右	同右	滋賀県権令 籠手田安定			滋賀県権令 籠手田安定			請取人

158	157	156	155	154	153	152	151	150
157	C100	156	155	C29	153	C11	C 8	150
寄留請書(出稼者寄留受け入れ)	地券綴	送籍	当村戸長替渡扣	受籍証	出稼証	更正名寄帳 第二、三号	一之瀬村出作持主名寄帳	官地立木取調 (松杉雑木一七二本など)
状一	綴一	状一	横一	状一	状一	竖二	横一	竖一
明治一一・八・二八	明治一一・五・一〇	明治一一・二・六	明治一一・一 一八七八	明治一〇・八・三〇	明治一〇・四・一二	明治一〇・一	明治一〇・一	明治一〇・一 一八七七
愛知郡松尾村戸長丸橋茂平	滋賀県	美濃国法覚寺住職二男安田義亮	(前任戸長)	日夏村戸長富田利平ほか一名	犬上第九区上組大前与惣吉ほか一名	藤瀬村	犬上郡第一七区藤瀬村戸長辰野平右衛門	犬上郡第一七区藤瀬
藤瀬村正副戸長	村中	(藤瀬村正副戸長)	(後任戸長)	同右	藤瀬村正副戸長			

149	148	147	146	145	144	143	142	整理番号 番号文書
148	147	146	160	C74	145	144	120	史料名(内容)
変村野絵図簿(小字名・地番・地目・畝歩・地価など)	山境界下調(境界線の長さ)	明治九年縮図下調野帳	満十九歳相当者届書	睦畔有租地御査定願	八尾山丈量簿	寄留証	明治七年道路養悪水取調書	史料名(内容)
竖二	竖一	竖一	竖一	綴一	横一	状一	竖一	形態数量
(明治九)	明治九	明治九	明治九	明治九・八・一八	明治九・七・六	明治九・四	明治九・二 一八七六	年代
犬上郡藤瀬村	同右	犬上郡第一七区藤瀬村	犬上郡藤瀬村深田留吉	藤瀬村辰野仁右衛門ほか三名	フヂセムラ	藤瀬村戸長西川清二	藤瀬村副戸長辰野仁右衛門	差出(作成)人
			藤瀬村戸長西川清二	滋賀県知事申井弘		多賀村正副戸長	滋賀県権令 笹手田安定	請取人

175	174	173	172	171	170	169	168	167
55	54	36	31	57	62	87	52	56
犬上郡萱原村外二八ヶ村山林律案	地券税綴	村会議案二件	藤瀬村々費支出預算議案	地券証分裂御書換御願	無届変更御許可地地価修正願	落地野絵図簿中下	畦畔有租地価御修正願綴	無願畦畔開墾御願書
縦一	縦一	縦一	縦一	縦二	縦一	縦三	縦一	縦一
明治一七年 一八八四	明治三八・一二・一二 一九〇五	明治二一・三・一七	明治二一・九 一八八八	(明治二〇)	明治二〇・六	明治二〇・六・六	明治二〇・六・六 一八八七	明治二〇・二 一八八七
萱原村ほか二八ヶ村山林組合	滋賀県租税課	藤瀬村役場	藤瀬村戸長	藤瀬村持主大辻吉平	藤瀬村地主西川清次ほか二名	藤瀬村	藤瀬村瀬川太内	犬上郡川相村上 山林弥
	犬上郡藤瀬村			(県知事)			滋賀県知事 中井弘	藤瀬村地主総代

166	165	164	163	162	161	160	159	整理番号 文書番号	史料名(内容)	形態数量	年代	差出(作成)人	請取人
C61	C17	C97	161	160	159	158	C45		地日変換ニ付御届書綴	縦一	明治二一・九・二七 一八七八	藤瀬村総代西川忠四郎	滋賀県令 籠手田安定
名報告	地押調査の検査について	地押取調簿	藤瀬村規約簿	共有山林入費出入帳	観音様什物取調簿(ハツ尾山観音堂仏像と什器調査)	太鼓張替証(一〇年間保証)			状一	明治一四・三・三〇 一八八一	犬上郡呉竹村 森田太郎介	藤瀬村戸長	
満十七歳満十八歳満十九歳の氏									縦一	明治一四・八・一二	藤瀬村惣代深田嘉平ほか一名		
堅一	堅一	縦二	堅一	堅一	堅一	状一	縦一		堅一	明治一八・一〇 一八八五	(藤瀬村)		
									堅一	明治一九・五 一八八六	藤瀬村惣代・正副戸長		
									堅一	明治一九・九	藤瀬村地押惣代 辰野仁右衛門		
									堅一	明治一九年	川相村ほか八ヶ村戸長役場		藤瀬村地主総代

192	191	190	189	188	187	186	185	184
C90	C79	C70	62	61	41	B71	B65	A44
分裂野絵図簿 村中下	開墾野絵図簿	惣反別寄帳	八ッ尾官山仏々後界干支簿	八ッ尾官山度量簿	野帳稿	宗門引越送り手形之事 (書類形式)	年貢通綴り(年貢納入記録)	巳之御物成小前割渡ス分
縦一	縦一	縦一	横一	横一	縦二三	状一	綴一	横一
同右	同右	同右	同右	(明治初年)		江戸	江戸	江戸
同右	同右	同右	同右	藤瀬村			佐右衛門はか一名	
						藤瀬村役人衆		

183	182	181	180	179	178	177	176	整理 番号 文書 番号
A42	B33	A41	A18	A17	A16	B69	124	
名寄帳	土地台帳	検地帳	兼日被仰出候御法度 (触書請書)	御触(請書)	公儀御触書之写	(公儀触書写し)	惣田・前谷井溝・向野新開 (小字別田畑面積と石高)	史料名(内容)
縦一	縦一	縦一	状一	状一	状二	状一	縦一	形態数量
江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸	江戸		年
			中筋奉行 中筋代官所	藤瀬村庄屋左近 以下四〇名	早八郎左ほか一 名(代官)	中筋奉行		差出(作成)人
			役人中					請取人



16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
B14	B13	B12	B10	B9	B8	B7	B6	B5	B4	B3	B2	B1
覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚(物成下ヶ札)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
文化一四・一〇	文化一三・一〇	文化一二・一〇	文化一一・一〇	文化一〇・一〇	文化九・一〇	文化八・一〇	文化七・一〇	文化五・一〇	文化四・一〇	文化三・一〇	文化二・一〇	文化一・一〇
一八一七	一八一六	一八一五	一八一四	一八一三	一八一二	一八一二	一八一〇	一八〇八	一八〇七	一八〇六	一八〇五	一八〇四
同右	業主ほか二名	同右	山権左ほか一名	同右	同右	同右	西助之ほか二名	同右	木又右ほか一名	舟源左衛ほか一名	同右	舟弥三ほか一名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

3	2	1	5	197	196	195	194	193	整理番号	整理文書番号
A4	8	7	巳年御物成極之事(覚) 綴内訳(藤瀬村)	C28	A56	B72	C93	C91		
申年御物成極之事	未年御物成極之事	巳年御物成極之事	史料名(内容)	送籍証	村中掟之二札	(大滝神社社役選任について)	落地有租地編入願	変換野絵図簿	史料名(内容)	
"	"	藤瀬村	形態数量	状一	堅一	堅一	綴一	堅一	形態数量	
寛政一二・一〇	宝曆一三・一〇	宝曆一一・一〇	年代	明治九・一一・一九 一八七六	延享二・一一・一一 一七四五		同右	(明治初年)	年代	
一八〇〇	一七六三	一七六一	西暦	西沼波村 山形利平ほか	藤瀬村庄屋善兵衛ほか二名		同右	藤瀬村	差出(作成)人	
中村与次右衛門	近藤与次右衛門	中村与次右衛門	差出人	藤瀬村正副戸長					請取人	
"	"	庄屋横目	請取人							

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
B73	25-1	B95	B94	B93	B92	65	B91	B90	B89	B88	B67	B87
覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
弘化二・一〇	天保一四・一〇	天保一三・一〇	天保一二・一〇	天保一一・一〇	天保一〇・一〇	天保九・一〇	天保八・一〇	天保七・一〇	天保六・一〇	天保五・一〇	天保四・一〇	天保三・一〇
一八四五	一八四三	一八四二	一八四一	一八四〇	一八三九	一八三八	一八三七	一八三六	一八三五	一八三四	一八三三	一八三二
同右	所藤ほか一名	同右	佐孫右ほか一名	同右	業主ほか一名	同右	佐孫右ほか一名	竹衛ほか一名	同右	竹衛ほか一名	所藤ほか一名	同右
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	
B86	B85	B84	B83	B82	B81	B80	B79	B78	B15	B77	B76	
覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	藤瀬村	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	状一	
天保二・一〇	文政一三・一〇	文政一二・一〇	文政一〇・一〇	文政九・一〇	文政八・一〇	文政七・一〇	文政六・一〇	文政五・一〇	文政三・一〇	文政二・一〇	文政一・一〇	
一八三一	一八三〇	一八二九	一八二七	一八二六	一八二五	一八二四	一八二三	一八二二	一八二〇	一八一九	一八一八	
権平衛ほか一名	荒庄ほか一名	同右	安七郎右	工武右衛ほか一名	同右	同右	同右	同右	大いほか一名	同右	橋助七ほか一名	業主ほか二名
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	庄屋横目

(3)	(2)	(1)	整理 枝番 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	西 曆	差 出 人	請 取 人
B102	B17	B16		覚 (南畑六ヶ村物成り下ヶ札)	状 一	文化七・一〇 文化九・二〇 文政一三・一〇	一八一〇 一八一二 一八三〇	西助之ほか二名 同右 荒庄ほか一名	南畑六ヶ村
				覚 (同右)					
				覚 (同右)					

## 31 覚(南畑六ヶ村物成り下ヶ札) 綴内訳(藤瀬村)

59	58	57	56	55	54
C 4	C 3	C 2	C 1	B105	B104
覚	覚	覚	覚	覚	覚
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
明治四・一〇	明治三・一〇	明治二・一〇	明治一・一〇	慶応三・一〇	慶応二・一〇
一八七一	一八七〇	一八六九	一八六八	一八六七	一八六六
彦根県租税掛	租税掛(彦藩)	租税掛(彦藩)	渡十右ほか二名	五十半ほか二名	岡丹ほか二名
"	"	"	"	"	"

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	整理 枝番 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	西 曆	差 出 人	請 取 人
B103			B101			B100	B99	B98	B97	B96	B74							
覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚	覚							
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"							
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"							
慶応一・一〇	文久三・一〇	万延一・一〇	安政五・一〇	安政四・一〇	安政三・一〇	嘉永七・一〇	嘉永六・一〇	嘉永三・一〇	嘉永二・一〇	嘉永一・一〇	弘化三・一〇							
一八六五	一八六三	一八六〇	一八五八	一八五七	一八五六	一八五四	一八五三	一八五〇	一八四九	一八四八	一八四六							
同右	同右	渡弥次左ほか三名	同右	西又治ほか三名	西又治ほか一名	竹喜ほか一名	青津右ほか一名	同右	同右	佐孫右ほか一名	百喜八ほか一名							
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	庄屋横目							

85 覚(七ヶ村伝馬懸り銀下ヶ札) 綴内訳(藤瀬村)

整理文書 枝番番号	史料名(内容)	形態数量	年 代	西 暦	差 出 人	請 取 人
(1) C 19	覚(七ヶ村伝馬懸り銀下ヶ札)	状 一	文久二年	一八六二	石甚左ほか一名	藤瀬ほか六村
(2) C 20	覚(同 右)	〃	慶応一年	一八六五	舟音ほか二名	
(3) 66	覚(同 右)	〃	弘化嘉永頃		早多可ほか一名	

## 16 城貝龍夫家文書(藤瀬)

藤瀬区域貝龍夫の先祖が明治初年以來昭和に至る間、村の要職にあって村政に当たっていたころを主とする公の文書と自家経営の諸記録である。

全文書の約四分の一が近世末期のもので、その中で注目されるものとしては、慶応四年(一八六八)に南畑一三ヶ村が、宿駅役所に出した「助郷一件太政官江敷願之留」ならびに、この時代の情報システムを知る「刻付正米納期通知」は興味ある資料である。

明治以降の文書中行政事務関係のものもとても多く、県庁へ提出の文書は区長役場、連合戸長役場と当村の戸長役場処理の三様あり、区送りの納付金の文書が多数を占めている。役職関係では戸長の任免状が残されているが、県庁交付の辞令となっている。

山林関係の文書も多い。八尾山は藩政時代は藩直轄

林で当村が「御山廻り役」としての管理の状況は『日本林制史資料』の城貝文書に詳しい。明治以後、国有林となつてからも当村が委託林世話係としての諸届や出納簿などの資料が多く残り、当時の営林の状況を知ることが出来る。

社寺関係文書の中『多賀大社頭人名書深田姓』は慶応元年(一五九六)からの四月・六月・九月の頭人名簿で、貴重な資料である。

当家文書の中で祝辞類が多いのも特徴であろう。道路や橋の開通式などに読まれたもので、式典の意義や状況が概括的に述べられているが、発表者の考えや村人の喜びも伝わるよう興味深い。

所蔵典籍の中に明治一〇年(一八七七)発行の『郵便規則及罰則』という二〇二ページの小型の本、大正二年(一九一三)発行の『大日本老樹名木誌』、城貝文書や上池文書など数多く載せられている『日本林制史資料津藩彦根藩』などの書物はいずれも貴重な資料

13	12	11	10	9	8	7	6	5
175	160	12	126	125	124	123	92	2
おぼへ(竹代領収)	竹年貢皆済手形綴	積立柴取立留帳	御達書(入会者の個人持山ニ立入刈取り厳禁)	乍恐以書付御願奉申上候(橋普請用材の払下願)	乍恐以書付御願奉申上候(極印木打替)	乍恐以書付御願奉申上候(道普請用材木)	覚(観音講収支会計報告)	惣山林毛売銀留帳
状一	綴一	横一	状一	状一	状一	状一	綴一	横一
文久三年	文久三・四 一八六三	安政七・三 一八六〇	弘化四・三・二一 一八四七	天保一五・六 一八四四	天保一四・九・二七	天保一四・四・二四 一八四三	天保一二・一 一八四一	天保一〇・七 一八三九
守野村藤右衛門	松左	藤瀬村庄屋徳次	藤瀬村忠左衛門 以下三六名	藤瀬村庄屋忠左 衛門ほか二名	藤瀬村木主治右 衛門ほか二名	藤瀬村庄屋次右 衛門ほか一名	観音講中惣代 平右衛門	藤瀬村庄屋 治右衛門
藤瀬村役人衆	藤瀬村庄屋		奉行	同右	普請方奉行	代官所	川北御屋敷	

## 二三―二 城貝龍夫家文書目録

4	3	2	1	整理文書 番号 番号	史料名(内容)	形態数量	年代	差出(作成)人	請取人
9	137	136	122		定(村掟)	縦一	享和三・一二 一八〇三	藤瀬村庄屋平右 衛門ほか三五名	
					譲り証文之事	状一	文化一・一二 一八〇四	藤瀬村十治郎 (十兵衛父)	松尾村十兵衛
					古証文之事(山地売券紛失)	状一	文化三・一〇 一八〇六	長寺村源左衛門 ほか三名	藤瀬村役人衆
					竹御年貢帳	横一	文化一〇・九 一八一三	藤瀬村庄屋十左 衛門	

である。

私文書に属しているが、「分家建築用地并材料諸経費明細」、「養蚕室兼小屋建築」、「土蔵建築雑記」の三建築記録がある。分家建築記録では土地購入から地上げ、石材・木材費、大工手間、工作材料、賄料、指物屋松、表具松、セメント代と手間代、手伝人などの一

連の施行と経費が記されている。今日の工務店の仕事を当時は一般の人が行っていた建築の好例であり、工費の面からも興味がある。

農業面では「年々自作米取高帳」は農家の偽りのない農事記録で、この時代のこの地域の米の収獲の貴重な記録である。

30	29	28	27	26	25	24	23	22
E 15.	156	16	149	147	106	145	29	127
未之七月畑方下勘定帳	人別送り手形	御伝馬御入木諸入用割帳	太政官布告	乍恐請書御礼御届奉申上候 (助郷一件礼状)	乍恐添書ヲ以奉願上候 (助郷一件)	助郷一件太政官歎願之留	覚(伝馬懸銀下ケ札)	ハッ尾御山御役料(伝馬除足役 門役御免・無高役料田)
横一	状一	横一	状一	状一	状一	状一	状一	状一
明治四	明治四	明治四・一二	明治四・九 一八七一	慶応四・五・九	同右	慶応四・五・八 一八六八	慶応元 一八六五	元治一・一一 一八六四
藤瀬村庄屋貞平 ほか一名	藤瀬村庄屋定平 ほか一名	藤瀬村庄屋誠員 定平	太政官	鳥居本宿三左衛門・拾三ヶ村総 代忠兵衛	鳥居本宿年寄庄屋 彦右衛門ほか一	藤瀬村年寄忠兵 衛ほか二名	代官所	(奉行)
	川相村役人			同右	同右	宿駅御役所	藤瀬村ほか六ヶ村 庄屋・横目	藤瀬村

21	20	19	18	17	16	15	14	整理 番号 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出 (作成)人	請 取 人
171	170	169	166	165	164	163	162						
御救金綴	新(二口合二二文余返済請 求)	救助米(下附米七俵三斗二升)	元義(返済金請求)綴	六五(返済金請求)綴	申貸(返済金請求)綴	御蔵敷(請求書)綴	御運上(運上金下ケ札)綴						
綴一	状一	状一	綴一	綴一	綴一	綴一	綴一						
(文久三)一二	(文久三)一二	(文久三)一二	(文久三)一二	(文久三)一二	(文久三)一二	(文久三)一二	(文久三)一二 一八六三						
町筋御貸付方	同右	同右	中代官所	代官所	同右	同右	中筋代官所						
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	藤瀬村						

47	46	45	44	43	42	41	40	39
85	39	81	176	82	18	17	40	101
村中受払帳—明治一—二—二三年	区費賦課金納付状	明治一一年中金割方控帳	証(多賀神社教会費)	諸事控覚帳二	諸入費賦課簿	地租金賦課簿 第三期	備荒積立金納付状	証(地券税領収)綴
横一	状一	横一	状一	横二	横一	横一	状二	綴二
明治一一	明治一一・一二・二六	明治一一・一二・二五	明治一一・一二・九	明治一一・一一	明治一一・一一	明治一一・一一	明治一一・一一・二八	明治一一・一一・二一
藤瀬村城貝定平 ほか一三名	第一七区長役場	藤瀬村戸長役場	多賀神社教会所	戸長役場		藤瀬村戸長城貝 定平	第一七区長役場	滋賀県租税課
	藤瀬村正副戸長		藤瀬村正副戸長				藤瀬村正副戸長	藤瀬村

38	37	36	35	34	33	32	31	整理 番号 番号
36	38	37	E31	35	34	80	30	史料 番号
証(旧彦根藩貸下金返納請取)	諸費受領証(地券税・旧藩貸下金・備荒積立金など)	民費賦課金	地籍地誌編輯と誌代	旧彦根藩貸下金	警察費	戸長任命書	戸長開票記	史料 名(内容)
状一	状一	状一	状三	状一	状一	状一	堅一	形態 数量
明治一一・一一・二一	明治一一・一一・一七	明治一一・一一・一五	明治一一・一一・一二	明治一一・一一・七	明治一一・二〇・一七	明治一一・二〇・一四	明治一一・二〇・九 一八七八	年 代
安定	同右	第一七区長役場	ツツラ町村茶木 喜八	犬上第一七区長 役場	区長役場	滋賀県	藤瀬村木下嘉右 衛門	差出(作成)人
藤瀬村徳治ほか一 人納	藤瀬村	藤瀬村正副戸長	藤瀬村城貝正平	同右	藤瀬村正副戸長	城貝定平		請取人

64	63	62	61	60	59	58	57	56	
8	151	50	E110	6	86	132	196	195	
決議書	犬上郡南畑甲良山林区保護規約	村会議員当選証書綴	万いろいろ控帳	多賀神社保存法広告	官林松茸入札	計規営業御願書(彌仲買業)	日本帝國郵便規則及罰則	コレラ予防費領収書	協議費領収書
堅一	綴一	横一	堅一	状一	状一	堅二	状一	状一	
明治一八・八・二四 一八八五	明治一七・一〇・二二 一八八四	明治一六・二 一八八三	明治一五・一二	明治一五・八・二八 一八八二	明治一三・七・二七 一八八〇	明治一二	明治一二・九・二三	明治一二・九・二三	
犬上郡豊原村は か二八ヶ村	戸長役場	城員定平	多賀神社祠官 宇津木久岑	犬上郡役所	藤瀬村営業人 城員定平	駅通局	同右	藤瀬川相一之瀬 大杉各戸長役場	
	城員定平			富之尾村戸長	犬上郡長 武田春夫		同右	藤瀬村城員定平	

55	54	53	52	51	50	49	48	整理 番号 番号 番号
20	84	E81	194	192	193	42	41	史 料 名(内容)
地租金取立簿	村中人足帳	戸長差免状	証(学校費其他領収書)	証(地券税領収)	証(地券証印税と旅費領収)	諸費納付状綴	区費納付状	形 態 数 量
堅一	横一	状一	状一	状一	状一	綴二	状一	年 代
明治一二・三	明治二二・三	明治二二・三・一八	明治二二・三・一三	明治二二・三・一三	明治二二・三・五	明治二二・二・一七	明治二二・一・一五 一八七九	差 出(作成)人
藤瀬村戸長城員 定平	藤瀬村城員定平	滋賀県	同右	同右	第一七区長役場	同右	第一七区長木下 喜与門	請 取 人
		城員定平	同右	同右	藤瀬村	藤瀬村正副戸長	藤瀬村	



81	80	79	78	77	76	75	74	73
78	113	112	111	45	57	108	R 9	89
請負契約書(八ッ尾山国有林道修繕)	答辞(八ッ尾橋渡橋と道路開通式)	祝辞(道路橋梁開通式)	渡橋式辞(八ッ尾橋渡橋と道路開通式)	手続書(小柴松下ケ)	年々自作米取高	宮世話契約書綴	柴木材松下ケ記録	字村中規約簿
縦一	状一	状一	状一	状一	横一	縦二	縦一	縦一
明治三五・六・一五	同右	同右	明治三五・四・九 一九〇二	明治三一・一〇・一六 一八九八	明治三〇 一八九七	明治二九・七 一八九六	明治二八・一一・二二 一八九五	明治二七・三・一四 一八九四
福山清利 大阪大林区署長	大滝村長 大杉南寿	犬上郡長 長友安孝	藤瀬村城貝栄次郎	大滝村藤瀬区長 辻野才次郎	城貝栄次郎	藤瀬村中惣代 柴田元七	藤瀬村委託林総 代各	藤瀬村中村組
				池寺保護区署			大阪大林区署長 越智通信ほか	

72	71	70	69	68	67	66	65	整理 番号 番号 番号
53	102	100	21	19	156	157	67	史料 名(内容)
土蔵建築ニ付雑費記簿	観音寺開扉ニ付書控帳	観音寺開扉各様御供米依頼簿	惣代約定入費簿	村費取立帳	税金切符綴	大滝神社祭典(負担費)	学校積立帳	史料 名(内容)
横一	横一	横一	横一	横一	縦一	状一	横一	形態 数量
明治二五・八 一八九二	明治二四・三・二二	明治二四・四・二〇	明治二四・二・一五 一八九一	明治二二・七	明治二二・三	明治二二・一 一八八九	明治二〇・一二 一八八七	年 代
藤瀬村城貝定平	定平 観音寺会計城貝	八ッ尾山観音寺 世話人		藤瀬村城貝定平	戸長役場	代 大滝神社氏子惣	城貝定平	差出(作成)人
					社氏子 観音寺・大滝神	藤瀬村惣中		請 取 人

98	97	96	95	94	93	92	91	90
69	120	73	119	90	61	76	105	118
大上郡大滝村ほか五ヶ村山林組合事務報告	式辞(青年会館完成式)	ハッ尾山委託林出納簿	祝辞(ハッ尾山深谷橋完成式)	藤瀬村養蚕組合規約	養蚕室兼小屋建築覚	委託林諸願届書綴	掛金講取通帳(西浄寺修繕)	祝詞(林業講習会)
堅一	状一	堅一	状一	堅一	堅一	綴一	堅一	状一
昭和四・二・五 一九二九	昭和三・一一・五 一九二八	昭和二・八 一九二七	大正一五・一二・二五 一九二六	大正一一・七・一 一九二二	大正一〇・三・八	大正一〇・一一	大正一〇・三・二〇 一九二二	大正四・八・一二 一九一五
山林組合管理者 栗枝節斎藤勝蔵	藤瀬区長 城貝栄次郎	大字藤瀬・川相 仏ヶ後	大滝村大字藤瀬 城貝栄次郎	藤瀬村養蚕組合	城貝栄次郎		小原西浄寺修繕 講管理人	大滝村長 城貝栄次郎
						営林署	藤瀬村城貝栄次郎	

89	88	87	86	85	84	83	82	整理 番号 番号 番号
133	104	117	116	114	48	47	46	整理 番号 番号 番号
大日本老樹名木誌	講金講取覚(浄通寺講)	祝辞(萱原道路開削)	祝辞(日露戦争凱旋祝賀会)	催会旨趣(日露戦争凱旋祝賀会)	請願書(伐採木売上代金配分)	誓約書(林道開削協力)	歎願書(道路敷地買上げ)	史料名(内容)
堅一	綴二	状一	状一	状一	状一	状一	状一	形態数量
大正二・一二・二三 一九二三	明治四四・一二	明治四四・五・一八 一九一一	同右	明治三九・一・二五 一九〇六	同右	(明治三五)	明治三五・七 一九〇二	年 代
東京赤坂大日本 山林会本田静六	講元西川浅次郎 ほか八名	大滝村区長總代 城貝栄次郎	藤瀬村在郷軍人 深田定次郎	藤瀬村区長代理 城貝栄次郎	同右	大字藤瀬人民惣 代・同評議員	大滝村藤瀬人民 惣代辰野惣吉	差出(作成)人
					同右	同右	大阪大林区署長 林務官相山清利	請取人

115	114	113	112	111	110	109	108	107
177	24	27	110	25	181	22	23	63
口上(年貢米上納)	川除竹納付通達	貸付金不納ニ付出張通知	呼出シ状	年貢米納ニ付出張通知	触書(刻付正米納期通知)	(人馬雜立貨指出之事)	未納督促状	分家建築用地并材料諸経費明細記録
状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	状一	竖一
	昭和一一・一二・二七	昭和一一・一二・二六	昭和一一・一二・二四	昭和一一・一二・二三	昭和一一・一一・九	昭和一一・一一・六	昭和一一・四・二〇	昭和一一 一九三六
名 諸人太平ほか一	藩租税方	会計所	代官所	中代官所	中筋代官所	鳥居本宿御伝馬所勘定方	郡役方元ノ中	城貝
庄屋寅右衛門	同右	同右	同右	藤瀬村役人	藤瀬村ほか一五ヶ村村役人	藤瀬村ほか一二ヶ村役人衆	藤瀬村役人	

106	105	104	103	102	101	100	99	整理 番号 番号 文書 番号
7	75	134	71	74	62	72	70	
入札心得揭示(現物張紙)	買受保証書と薪炭払下願綴	日本林制史資料津藩彦根藩	昭和五年度大滝村ほか五ヶ村山林組合歳入出決算書	新伐払下収支明細帳(八尾山)	雇手間明細帳	昭和四年度大滝村各経済歳入出決算	昭和四年度犬上郡大滝村ほか五ヶ村山林組合歳入出予算書	史料名(内容)
竖一	横一	竖一	竖一	竖一	横一	竖一	竖一	形態数量
昭和一〇・九・二〇 一九三五	昭和八・五・三〇 一九三三	昭和六・一〇・七	昭和六・六・一 一九三一	昭和五・一〇	昭和五・九	昭和五・六・三〇 一九三〇	昭和四・二・五 一九二九	年 代
委託林總代	藤瀬村買受人	農林省	大滝ほか山林組合 管理者早川清三	八ッ尾山委託林	城貝	大滝村長藤川儀三郎	山林組合管理者 県技師齊藤勝蔵	差出(作成)人
	依託林總代 大津営林署							請取人

132	131	130	129	128	127	126	125	124
会 8	会 7	会 6	会 5	会 4	会 3	会 2	会 1	185
明治二二年度川相村ほか十ヶ村 連合経費支出予算決議録	明治二〇年度川相村ほか十ヶ村 連合村費支出収入精算報告書	明治一九年度連合村費支出予算 議案	明治二二年度川相村ほか八ヶ村 連合村費支出予算議案	明治二一年度川相村ほか八ヶ村 連合村費収支予算決議録	明治二〇年度以下同右	明治一九年度川相村ほか八ヶ村 連合村費収支精算報告書	明治一八年度川相村ほか八ヶ村 戸長役場会議予算議案	府県税戸数割規則并ニ関係法令
堅 一	堅 一	堅 一	堅 一	堅 一	堅 一	堅 一	堅 一	堅 一
明治二二 一八八九	明治二〇 一八八七	明治一九 一八八六	明治二二 一八八九	明治二一 一八八八	明治二〇 一八八七	明治一九 一八八六	明治一八 一八八五	大正一一 一九二二
同 右	川相村ほか十ヶ 村連合村		川相村ほか八ヶ 村戸長役場	同 右	同 右	同 右	川相村ほか八ヶ 村戸長役場	滋賀県

123	122	121	120	119	118	117	116	整理 番号 文書 番号
184	183	182	64	107	115	E 198	65	
近江米同業組合定款	布令書目録明治五・二・同一八・ 七	多賀大社頭人名書写 深田姓	商売往来写本	祠堂給料之義ニ付御届書	工事申告(木道路開削と尺物道 改修)	大上奉公義会大滝支部細則	庭訓往来写本	史料名(内容)
堅 一	綴 一	堅 一	堅 一	堅 一	状 一	堅 一	堅 二	形態数量
明治三九・四・二 一九〇六	明治五・二 一八七二	慶長一四 一六〇九	弘化三・三・八 一八四六				室町時代	年 代
近江米同業組合	城貝	深田	城貝氏	大滝神社氏子總代 城貝定平ほか一		奉公義会大滝支 部	玄恵法師	差出(作成)人
								請取人

整理文書 番号 番号	史料名(内容)	形態数量	年	代	差出(作成)人	請取人
136	会12 大滝村明治四二年度歳入出予算表	一	明治四二・三・二二	一九〇九	犬上郡大滝村長 木下休次郎	
135	会11 明治二一年度藤瀬村々費収支予算決議録	一				
134	会10 明治二一年度営業税雑種税川相村ほか三ヶ村連合村会議案	一	明治二一	一八八八		
133	会9 明治一九年度川相村ほか二ヶ村連合村費支出予算	一	明治一九	一八八六	川相村ほか二ヶ村	

## 17 富之尾共有文書

富之尾村は犬上川が平地に出る北岸に位置する南畑一三ヶ村の一つで、その玄関に当たっている。地勢は三方に山を負い西方は犬上川の流れにのぞみ、南面する段丘上に発達した集落である。犬上川の河岸に鎮座する大滝神社は南畑一三ヶ村の産土神として古来尊崇され、当区は奉仕の中心的役割を果たしてきた。区内には源頼朝の信仰したと伝える瑞光寺をはじめ寺院が多く、古来栄えた土地柄と思われる。江戸時代は彦根藩領に属し、村高は三二九石余で、元禄八年(一六九五)の人口は二九二人であった(『井伊家文書』)。

明治一二年(一八七九)ごろの人口は三一七人、戸数は八〇戸で、職業は全戸農業で、村人は農の傍ら薪や麻(か)を製し、石灰を焼き、その他材木商、油商また養蚕に従事する者もあった。

田地六四町一反余、畑地三町五反余、山地は一四六

町八反余などであった。産物は米一、〇二八石八斗、柿三万二〇斤、薪四〇万斤、麻八、〇〇〇、石灰五〇〇斤等となっている(『滋賀県物産誌』)。

明治一八年(一八八五)川相村ほか八ヶ村で連合戸長役場を設置、同三二年(一八八九)犬上郡大滝村の大字となる。昭和三〇年(一九五五)多賀町の大字となり現在に至っている。明治八年(一八七五)創設の富之尾学校は同二五年富之尾尋常小学校となり、昭和一六年(一九四一)大滝国民学校富之尾分校、同二二年(一九四七)大滝小学校富之尾分校となった。当区の共有文書には神社や寺院の縁起書が多い。犬上神社の縁起に書かれた忠犬の伝説は広く郷土の人々に知られている。当区には昭和一七年(一九四二)岩栖寺に合併された靈聡寺を数えると五ヶ寺あり、戸数に比して寺の数の多い集落であった。その中に、もと法相宗で旧名長福寺と称した瑞光寺に一通の古文書がある。それは建久年間(一一九〇)～一一九九)、源頼朝が全国

14	13	12	11	10	9	8	7	6
1	10(5)	10(4)	6	3	4	5	7	10(3)
喜多家の由来	愛宕講	犬上神社整備事業趣意書	木中地藏尊略縁起	靈隠寺(昭和一七年岩栖寺と合併した臨濟宗永源寺派寺院)	龍雲山西琳寺縁起	大瀧神社大雷神社犬上神社由緒記録	梨之木埋蔵文化財(緑釉陶器)	雨乞歌及太鼓
堅一	堅一	堅一	堅一		堅一	堅一	堅一	堅一
					昭和六〇・八・一五	昭和六〇・三 一九八五	昭和四五・一〇 一九七〇	昭和一一四・九 一九三九
					西琳寺住職昭雲	大瀧神社社務所		

巡回の際、当寺の地藏尊に祈願し、願成就して寺領寄附の教書を下した。その折の文書と伝える建久五年八月(一一九四)の梶原景時と北条時将の寄進状がある。耕地を潤す流れの谷は浅く、犬上川の大流を眼下にしながら土地が高いため利用ができず、干害に苦し

## 二四 富之尾共有文書目録

5	4	3	2	1	整理 番号 番号	史料 名(内容)	形態 数量	年 代	差出(作成)人	請 取 人
11	8	10(2)	10(1)	2		富尾長福寺本尊領地之事	状一	建久五・八・一五 一一九四	梶原平三景時 北条四郎時将	
						地藏和讃	堅一	昭和一二・一〇・三〇 一九三七	瑞光副司 勝浦文達	
						雨乞歌	堅一	大正一三・八 一九二四		
						雨乞踊歌	堅一	天保一五・七 一八四四		
						富之尾小学校同窓会報第五号	堅一	昭和一二・一二	富之尾小学校同 窓会	

まねばならなかった当地には、神に願を託して踊った雨乞踊り歌が多く残されている。その他戦時下の同窓生の動静を伝える「富之尾小学校同窓会報」・梨之木開拓地から出土した緑釉陶器の記録などがある。